第5次草津市総合計画 第3期基本計画 (案)

総合計画について		1
リーディング・プロジェクト(重点方針)		3
地域経営の方針		5
分野別の施策		
クラリング マン・・・ L	人権7男女共同参画9教育・青少年11生涯学習・スポーツ13市民文化15子ども・子育て17長寿・生きがい21障害福祉23地域福祉25健康・保険27生活安心29防犯・防災31うるおい・景観35環境37住宅・住生活41上下水道43道路・交通43遺路・交通45農林水産49商工観光51コミュニティ・市民自治55情報・交流57	
行財政マネジメント	クロール・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン	
	行財政マネジメントの施策 61	

分野別施策の「私たちの達成目標と行動の指針」(8ページ以下)に掲載している指標について

- 〇現在、平成28年度の市民意識調査を実施しているため、参考値として平成27年度の実績値を掲載しております。計画に平成28年度の実績値に修正 し、平成29年度からの指標の目標値の見直しを行い、反映させます。
- 〇第3期基本計画で新たな基本方針を設定した指標(14ページ、16ページ)については計画期間中の目標値が空欄となっています。これは、市民意識調査の結果を集計した上で計画期間中の目標値を設定するためです。計画には、集計結果に基づき反映いたします。

総合計画について

総合計画は、草津市のまちづくりの基本となる計画です。

基本構想

平成 22 (2010) 年度から平成 32 (2020) 年度まで

基本計画

第1期

平成 22 (2010) 年度から 平成 24 (2012) 年度まで

第2期

平成 25 (2013) 年度から 平成 28 (2016) 年度まで

第3期

平成 29 (2017) 年度から 平成 32 (2020) 年度まで

【総合計画の構成と内容】

総合計画は、本市が将来に向けて目指すまちづくりの方向や、それを実現するための施策等を定める基本的な計画で、草津市自治体基本条例に基づき策定する市政運営の最上位の計画です。

この計画に基づき、福祉・環境保全・都市基盤整備・産業振興・教育等、全ての事業を4つの「まちづくりの基本方向」のもとに計画的に推進していきます。

この計画は、「草津市の現状と課題」「基本構想」「基本計画」で構成し、平成22年度から平成32年度までを計画期間として、以下の内容で定めています。

構成

草津市の現状と課題

- 位置と地勢
- 地域の特性
- 人口の見通し
- ・ 時代の潮流
- 国・県の動向
- 主要な課題

(別冊「基本構想」に示しています。)

内 容

- 本市が置かれている現状を整理しています。
- 本市の人口は、依然増加が続いていますが、全国的な人口減少社会にあって、やがて減少に転じることが想定されます。
- 本市の特性や時代の潮流等を踏まえて、これからのまちづくりの主要な 課題について、「人とまち」「暮らしと活力」「自治と地域経営」の3つの 視点から整理しています。

基本構想

■構想期間:

平成 22 (2010) 年度から 平成 32 (2020) 年度まで

- ・ 将来ビジョン
- ・ まちづくりの基本方向
- ・ 行政の姿勢と役割

(別冊「基本構想」に示しています。)

- 基本構想は、まちづくりの目標となる将来の都市像を描き、その実現に向けたまちづくりの基本的な考え方を示す、これからの草津市のまちづくりの構想(グランドデザイン)です。
- 「将来ビジョン」では、自立した市民の自負や誇り、様々な人と人との 交流やまちの魅力等、市民としての喜びが感じられるまちとして、「出会 いが織りなすふるさと"元気"と"うるおい"のあるまち草津」を将来 に描くまちの姿としています。
- 「まちづくりの基本方向」では、「人」「安心」「心地よさ」「活気」の4点をキーワードに、「『人』が輝くまちへ」「『安心』が得られるまちへ」「『心地よさ』が感じられるまちへ」「『活気』があふれるまちへ」の4つの方向性を示しています。
- 「行政の姿勢と役割」では、市民とともに描いた基本構想を実現するため、「地域経営への転換」や「協働のまちづくりの基盤強化」を示し、まちづくりに向かうこととします。
- 草津市議会における議決 (平成 21 (2009) 年 12 日 22 日) を受けて策定 しています。

構 成

内容

第3期基本計画

■計画期間:

平成 29 (2017) 年度から 平成 32 (2020) 年度まで

- リーディング・プロジェクト (重点方針)
- ・ 地域経営の方針
- ・ 行財政マネジメント
- 分野別の施策

(本書は、第3期基本計画 を示すものです。)

- 基本計画は、基本構想の実現のため、役割分担や目標値、目指すべき姿を示したもので、市長の任期ごとに策定しており、4年間の計画期間における本市のまちづくりの指針となる計画です。
- 第2期基本計画の計画期間が平成28(2016)年度で終了することから、引き続き総合計画に基づく市政運営を行っていくため、第2期基本計画の成果や課題を受けて、期間内の締めくくりの基本計画として、第3期基本計画を策定しました。
- | 基本計画には、以下の事項を示しています。
- ・ 「リーディング・プロジェクト(重点方針)」として、計画期間中において特に重点的に推進していくべき4つのプロジェクトを示しています。
- ・基本構想に示す「行政の姿勢と役割」を受け、市民とともに力強い「地域経営※」を行っていくために、公共公益的な活動領域の広がりへの対応と、行財政マネジメントを「地域経営の方針」として示しています。
- ・ 4 つのまちづくりの基本方向を踏まえた体系的な「分野別の施策」により、基本方針・施策・達成目標と行動の指針・主要な事業・ロードマップ事業を示しています。
- ・基本計画では、施策体系に応じて、進捗状況の目安を把握していきます。 具体的には、毎年度実施している市民意識調査等を通じて、基本方針ご とに重要度・満足度意識を把握するとともに、計画策定時に設定した「達 成目標」と、それに対する「指標」の把握を行います。
- ・ この基本計画のうち、方針および施策については、草津市議会に議案と して提出します。

※地域経営:自治体改革のひとつの目標像として、地域社会にある社会資源・財源を有効に活用し、市民ニーズを的確に捉えた公共サービスを提供すること。

第3期基本計画について

(1) 中長期の展望のもとで進める計画

第5次草津市総合計画では、中長期的な視野のもと総合的かつ計画的な行政運営を行うため、基本構想において「出会いが織りなすふるさと"元気"と"うるおい"のあるまち草津」を将来に描くまちの姿として掲げ、地方自治の新しい時代にふさわしい自律した草津のまちを目指しています。

そのために、あらゆる分野で滋賀県全体を先導する中核的な都市としての自負と責任を持って、市民一人一人が生き生きと輝き、安心して暮らすことができるまちづくりを協働を軸に展開し、草津の人とまちに"ふるさと草津の心(シビック・プライド)"※が育まれるよう取り組みます。

この基本構想の実現のため、市内外における状況を把握しながら、市民のニーズの変化をはじめ、市政を取り巻く様々な環境の変化に対応する等、市域の課題解決により、よりよい市民サービスの提供を行うべく、市民や各関係団体との連携・協力のもと、草津市自治体基本条例に基づく市政運営の考え方や、草津市協働のまちづくり条例に基づくこれまでの協働のまちづくりの流れを踏まえ、第3期基本計画を策定しました。

※ふるさと草津の心(シビック・プライド):まちに対する愛着や草津市民であることの自負と誇りのこと。

(2)計画期間について

第3期基本計画の計画期間は、市長の任期との整合を図るため、平成29年度から平成32年度までの4年間を計画期間とします。

第5次		年度										
草津市総合計画	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
基本構想	策定					村	構想期間	1				
	年		第1期									
基本計画				策定 年		第2	2期					
								策定 年		第3	3期	
総合計画の総括											総括 年	策定 年

(3)「協働」のもとで進める計画

計画の推進にあっては「協働」の視点から、市民や地域、事業者等とともに達成目標と行動の指針を踏まえて行動します。

(4)予算と連動した計画

本市における全ての事業は、原則的にいずれかの施策の下位に位置付けており、事業の適切な進捗管理と、総合計画と予算の明確な連動を図っています。計画期間中に新規の事業を実施する必要が生じた場合については、施策体系の中に適切に位置付けていきます。

(5)「ずっと草津」宣言 ロードマップとの関連

ロードマップとは、市長が市民の皆様に公約として掲げたマニフェスト "ともに進めましょう草津の未来「ずっと草津」宣言"に記載された4政策、20 施策、91 事業を市の実行計画として位置付け、平成28 年度から平成31年度までに実施する各事業の工程表のことです。

基本構想に掲げる本市の将来像である「出会いが織りなすふるさと"元気"と"うるおい"のあるまち草津」を市民の皆様とともに目指すうえで、総合計画事業とロードマップ事業は、その目的や方向性をひとつにするものであることから、分野ごとに関連するロードマップ事業を掲載し、基本計画に位置付けています。なお、総合計画事業とロードマップ事業は、それぞれ対象とする範囲が異なっていること等から、ロードマップ事業は関連する分野に重複して掲載しています。

(6)「草津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」や他の行政計画との整合

近い将来訪れる人口減少で生じる様々な課題による影響を最小限に食い止め、本市がさらに魅力的なまちであり続けることを目指して、必要な取組を推進していくために策定した「草津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」や、各分野におけるその他の行政計画との整合を図って、第5次草津市総合計画の具現化を図っています。

(7) 実効的な評価

この計画の評価は、以下のとおり運用します。

		評価の運用	
施策 体系	進捗の把握	毎年度	次期総合計画策定年度
11 711	延19 07161庄	→ 庁内組織単位の評価・ 予算編成の基礎へ	→ 次期総合計画の基礎へ
基本方針	・基本方針ごとに設けている達成目標に向けた進捗概況と市民意識を継続的に把握します。	・達成目標に向けた進捗状況の目 安として指標を把握し、公表し ていきます。 ・各基本方針の重要度・満足度に 係る市民意識を把握し、公表し ていきます。	・ 計画期間中の成果や課題、市民 意識の推移等を把握し、期中評 価を行います。
施策	・施策ごとに事業執 行面での分析を行 い、達成状況や課題 を把握します。	全ての施策について、行政の内部管理に基づく評価を行い、公表していきます。評価に基づき、改善方針を導くことを重視します。	・ 計画期間中の評価や環境変化 等を踏まえ、施策の構成を再構 築します。
事業	・ 施策評価の中で、そ れぞれの事業の実 行性・効率性を把握 します。	・ 各事業について、施策ごとの達成度評価の中で進捗状況を把握し、次年度予算編成に向けて見直しを行います。	・ 計画期間中の見直し(スクラップ&ビルド)を踏まえ、施策体系や財務システムと連動して事業を再構築します。

・平成31年度に第3期基本計画の期中評価を行うとともに、次期総合計画の策定に向けて、第5次草津市総合計画の総括評価を行います。

リーディング・プロジェクト (重点方針)

基本構想および第3期基本計画に基づく草津市のまちづくりを先導、けん引するために、第3期基本計画期間中に重点的に取り組む4つのリーディング・プロジェクト(重点方針)を示します。

4つのリーディング・プロジェクト(重点方針)

- ■「健幸都市」づくりの推進
- ■子育で・教育の充実
- "まちなか"を活かした魅力向上
- ■コミュニティ活動の推進

1. リーディング・プロジェクト(重点方針)の位置付けと展開

リーディング・プロジェクト(重点方針)は、第5次草津市総合計画の「将来に描くまちの姿」である、「出会いが織りなすふるさと"元気"と"うるおい"のあるまち草津」を実現するため、また、第5次総合計画のまちづくりの仕上げの段階、次期総合計画へのつなぎの段階として、これまでの取組を継続しつつ、新たな展開も加えて、それぞれの分野を横断しながらも、草津市のまちづくりを先導・けん引するプロジェクトを重点方針として位置付け、その推進を図っていくものとします。

また、取組にあたっては第3期基本計画期間中の重点方針としての位置付けを踏まえ、計画期間中の統一テーマとして展開し、予算編成方針等に一貫した方向性を持たせるものとし、関連する施策・事業については、毎年実施する評価の中で、課題の見直しとさらなる推進に向けた改善を図ります。

【プロジェクト1】

「健幸都市」づくりの推進

"住む人も、訪れる人も、「健幸」になれるまち"を目指し、健幸都市づくりを進めます。

今後の人口構造の変化も見据え、疾病や介護の予防を強化し、誰もが生きがいをも ち健やかで幸せに暮らせるよう、まちづくりの中核に「健幸」を位置付け、市の総合 政策として、健幸都市の実現に向けた環境・仕組みづくりを進めます。

そのため、従来の健康政策の枠組みを超え、産官学等と連携し、個人や地域の主体的な健康づくりに加え、都市計画や公共インフラ整備等の観点からの健康に対するアプローチや、健康産業の振興等を図ります。

※健幸都市:誰もが生きがいをもち健やかで幸せに暮らせるまちのこと。

【プロジェクト2】

子育て・教育の充実

未来を担う子どもたち一人ひとりが健やかに成長し、生涯にわたって必要とされる生きる力を育んでいきます。

安心して子どもを産み育てることができるよう、子育て支援を充実させます。また、 心豊かでたくましく生きる「草津っ子」を育成し、「子どもの生きる力を育む」教育を いっそう進めます。

そのため、子育でが楽しいと感じられるよう、妊娠から子育でまでの切れ目のないサポートを行うとともに、幼保一体化を推進します。また、ICTの活用、英語教育の充実、読書活動の推進等により、子どもの確かな学力の育成を図るとともに、学校、家庭、地域、関係機関との連携による学校経営の充実・向上を目指します。

【プロジェクト3】

"まちなか"を活かした魅力向上

「まちなかゾーン」の整備により、市全体の都市活力のけん引を図り、地域の 魅力向上を進めます。

市の中心部と郊外部とのネットワークを充実することにより、市内の魅力ある地域 資源に市民や来訪者が円滑にアクセスできる環境を整え、まち全体の活気や"ふるさ と草津"の魅力向上を進めます。

そのため、第2期基本計画で取り組んできた「草津川跡地の空間整備」や「中心市街地の活性化」の各事業と、JR南草津駅を結ぶ「まちなかゾーン」の整備の成果によって市全体の都市活力の向上を図ります。

※まちなか: IR草津駅・南草津駅周辺の市街地のこと。

※まちなかゾーン: J R 草津駅・南草津駅周辺の市街地を含めた商工業施設、業務オフィス等の集約化 を誘導する、うるおい豊かでにぎわいと交流に満ちたゾーンのこと。

【プロジェクト4】

コミュニティ活動の推進

地域のまちづくり拠点を充実し、多様な主体間の連携・協働を促進することで、 市民が取り組む自主的なまちづくりをさらに進めます。

多様化する市民ニーズに対応し、また、市民自治のさらなる強化を目指して、地域の特性を活かしたまちづくりを促進するとともに、中長期の視点で市民との協働の取組を進めます。

そのため、それぞれの地域のまちづくり拠点を整備するとともに、市民が主役のまちづくり活動を支援することにより、まちづくり協議会の活動、町内会等の基礎的コミュニティや、NPO等の市民公益活動の活性化を促し、地域のまちづくりを進めます。

※基礎的コミュニティ:町内会、自治会その他の地縁に基づいて形成された自治組織のこと。

※市民公益活動:不特定多数のものの利益の増進に寄与することを目的とし、特定の課題解決に向けて 自発的かつ自主的に行う営利を目的としない活動のこと。

地域経営の方針

これまでの協働のまちづくりの流れを踏ま え、草津市自治体基本条例と、それを具現化 した草津市協働のまちづくり条例等に基づい て、市民とともにさらなる力強い「地域経営」 を行っていくため、その基本となる方針を示 します。

1. 公共公益的な活動領域の広がりへの対応

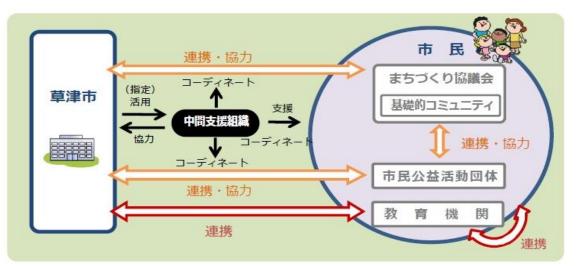
従来、公共公益的な活動・サービスは、その多くを行政が担ってきました。しかし、市民が求める公共公 益的な活動・サービスが多様化し、また、専門化する中で、行政が単独で解決することが困難となってきて います。

他方、従来から各学区での地域活動やNPO・ボランティア等による諸活動が盛んに行われてきており、 これまで行政が対応しにくかった公共公益的な役割を担うことも多くなってきています。

基本構想に示す「地域経営」においては、市民ニーズの多様化・専門化により従来には求められなかった活動の領域等への対応を各行動主体が責任と役割を分担し、「協働」によって担うことを基軸とします。

(1) 各行動主体の役割分担と協働

これからの公共公益的な活動を「協働」によって担う上で、協働のまちづくり条例に定める多様な主体が、それぞれの役割を果たしながら、自主的な取組が行えるよう、各主体間の「協働」を充実させながら、さらにきめ細かく市民ニーズへの対応を図っていきます。また、行政、市民・地域、事業者等の役割を「行動の指針」として、「分野別の施策」に記載しています。



※中間支援組織:まちづくりを活性化させるために必要な支援を行うとともに、市民と市民または市民と市の間に立って協働によるまちづくりを推進する組織(具体的には、(公財)草津市コミュニティ事業団、(福)草津市社会福祉協議会)のこと。

(2) コミュニティ活動推進の支援

本市では、これまでから様々な団体等によるコミュニティ活動が活発に展開されています。 これらのコミュニティ活動に取り組まれる各主体が「協働による地域経営」において主要な 役割を担うことから、それぞれの主体における活動がさらに推進されるよう、積極的に支援 していきます。

2. 「地域経営」のための行財政マネジメント

多様化・複雑化する行政需要への対応や大規模な公共事業の実施、義務的経費※等の増大により、今後 も本市財政は厳しい状況が続くことが見込まれます。

こうした中で、本市が持続可能な「地域経営」を進めていくためには、規律ある財政運営を行い、市民 サービスの向上を図りつつ、将来を見越して事業の選択と集中を行うとともに、最適な職員数の管理を行 い、職員の能力を最大限に発揮させ、組織力を向上させていくことが求められます。

また、行財政の運営にあたっては「市民参加」と「情報公開」のもとで高い透明性を確保していかなければなりません。

以上のような観点から、次のような方針のもとで行財政マネジメントを行い、引き続き行政システム改革の取組を推進します。

※義務的経費:法令等により義務付けられている支出で、自治体が任意に削減することが困難な経費。主に社会保障関係経費 や過去の借入金の返済金、職員人件費等のこと。

(1) 健全な行財政運営の維持

- 中長期的な財政見通しのもとに、限られた財源を効果的かつ効率的に活用していくことで、財政規律の確保を図り、将来にわたって健全で持続可能な財政運営を維持します。
- 近い将来の公共施設等の集中的な更新等への対応や、人口構成・利用需要の変化への 対応を視野に入れて、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を進めます。
- 行政評価の取組を継続して実施するとともに、PDCAサイクル※による事務事業の 点検や広域連携の推進を通じて、各施策・事務事業の最適化・効率化を進めます。

※PDCAサイクル:計画に基づく高度の進行管理サイクルの1つで、計画(plan)、実行(do)、評価(check)、改善(act)のプロセスを順に行うこと。

(2)組織力・職員力の向上

- 業務の専門化、協働の推進、地方分権の進展といった、自治体を取り巻く環境変化に 対応できる人材のさらなる育成を進め、組織力や職員力の向上に努めます。
- 施策・事業を効果的に遂行するため、必要な組織体制を構築するとともに、事業に応じた計画的な職員の定員管理を進めます。

(3) 市民参加と市民との情報共有の推進等による透明性の向上

○ 公平、公正で透明性の確保された行財政運営を行う責任を果たすため、「草津市自治体 基本条例」をはじめとする条例等に基づき、市政の基本原則である「市民参加」と「情報公開」の取組を進めます。

6

分野別の施策

基本構想を踏まえたまちづくりを進めていくための基本方針・施 策・事業を分野別に体系化しています。また、基本方針には、全ての 事業とロードマップ事業が位置付けられています。

なお、今後実施する全ての事業について、原則的にいずれかの施策 に位置付けていますが、本計画への掲載については、それぞれの施策 展開において主要となるものに限っています。

また、進行管理に適した計画とするため、事業の再掲載をしていませんが、施策・事業の推進にあたっては、それぞれの目的と分野横断を重視して、総合行政で取り組みます。

人権

現況と課題

- 人権や平和を脅かす状況は依然としてあり、同和問題 をはじめとする人権問題はさらに多様化・複雑化して きています。
- 人権尊重と恒久平和を願う"人権文化"を根付かせ、 一人ひとりの人権が尊重されるまちとしていく必要 があります。

基本方針

人権の尊重

人権文化のさらなる醸成のため、人権教育・啓 発を推進するとともに、人権擁護対策および相談 体制の充実を図ります。

■この分野の計画

人権擁護に関する基本方針(平成9年度策定・平成22年度改訂/人権政策課) 草津市人権教育基本方針(平成25年度策定/人権センター) 草津市教育振興基本計画(第2期)(平成27年度~平成31年度/教育総務課)

		人権の尊重						
道 成 巨 榜				・ - 人の多れ る人が増				
		人		重される。 市民の割	まちであ [.] 合(%)	3		
	指標	H. 27	H. 29	H. 30	H. 31	H. 32		
		26. 4	27. 0	28. 0	29. 0	30. 0		
	行政	〇 〇 〇 〇 〇 〇 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	人。ののすや会別による 大権・同 ののすや会視よる ののすや会別による ののすや会別による ののすや会別による ののすや会別による ののすや会別による。 ののすや会別による。 ののすや会別による。 ののすや会別による。 ののすいのでは、 ののすいのでは、 のでは、 のでは、	急和 利人 大り 習よを題 用権 切ま 会うない くまい きょうしん	JR P P サ サ サ サ の ア の り し し し し も も も も も も も も も も も も も も も	を 図り も も も も も も も も も も も も も		
行動の指針	市民・地域	各をす組し身の	の人権 める取糸 内におけ す。 な地域で	各発事業 且等に積 ・る人権・ で相談が	や人権 を 向和教育 で で で で つ く り に	加しま ずを推進 うな場		
	事業者等	(〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	・大学・ の める 取 れ に よ い く る い る の る の る の る の る の る の る の ら し く ら く ら く る ら く る ら る ら る ら る ら る ら る ら	学校等) 8発事積 14 る人権・ 軽に相談 ともに、	や人権へ参 同和教育 がで時まる	の関しま がを推 いる で は る は る は る は る は る り し る り り り り る り り る り り り り ろ り り ろ り り ろ り り り り		

この分野の主要な事業

基本方針	施策	主要事業				
至小りま	ne x	名称	担当課			
		人権擁護平和啓発推進事業	人権政策課			
		人権と平和を守る都市宣言啓発事業	人権センター			
		市民のつどい開催事業	人権センター			
	 ① 人権文化の醸成	人権センター自主事業	人権センター			
		女性集会開催事業	人権センター			
	O NIENIOVIKIA	青年集会開催事業	人権センター			
人権の尊重		地域交流促進事業	橋岡会館 新田会館			
		人権・同和教育研究大会開催事業	学校教育課			
		企業内人権啓発推進事業	商工観光労政 課			
		人権擁護推進事業	人権政策課			
	② 人権の擁護	人権擁護推進協議会活動事業	人権センター			
		人権センター運営事業	人権センター			

この分野に関連するロードマップ事業

関連する基本方針	番号	ロードマップ事業名
人権の尊重	77	人権を大切にする市政運営

男女共同参画

現況と課題

- 固定的な性別役割分担意識が依然として解消されず、男女の不平等感が暮らしの様々な場面で残っています。
- 男女の人権が尊重され、性別にかかわりなく個性と能力が十分に発揮されるよう、男女共同参画の社会づくりをさらに進めていく必要があります。

基本方針

男女共同参画社会の構築

市民への男女共同参画についての知識普及と 意識啓発を図り、男女がともに喜びと責任を分 かち合える社会の構築を進めます。

■この分野の計画

第3次草津市男女共同参画推進計画(後期計画)(平成28年度~平成32年度/男女共同参画室) 配偶者暴力防止法に基づく草津市基本計画(平成28年度~平成32年度/男女共同参画室) 女性活躍推進法に基づく草津市推進計画(平成28年度~平成32年度/男女共同参画室) 施 概 要

① 男女共同参画社会の推進

- ・ 男女共同参画の意識啓発やワーク・ライフ・バランス※の推進、 DV※対策の強化等を行い、男女共同参画社会づくりを推進しま す。
- ② 女性の活躍推進

- ・ 女性の活躍の場を広げるためのポジティブ・アクション※として、女性の能力開発や起業支援等を図るとともに、政策・方針決定の場への女性の参画を推進します。
- ※ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和): 老若男女誰もが仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。
- ※DV(ドメスティック・バイオレンス): 夫婦、恋人等の親密な関係にある人またはあった人からの身体的、心理的、性的または経済的な苦痛を与える暴力的な行為、その他心身に有害な影響を及ぼす発言または行動のこと。
- ※ポジティブ・アクション(積極的改善措置): 様々な分野において、活動に参画する機会に関して男女間の格差を改善する ために、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供すること。

		男女共同参画社会の構築							
達成 目標 男女がともに喜びと 責任を分かち合える!									
	指	<u> </u>	男女共同参 思う市	参画が進ん i民の割合	_	:			
	標	H. 27	H. 29	H. 30	H. 31	H. 32			
		15. 1	20. 0	23. 0	26. 0	30. 0			
行	行政	日の日本の性行の日本の性行の日本の性行の日本の性行の日本の性行の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の	展開におい 共提のううと事 大機の 大機の 大機の 大機の 大機の 大徳の 大徳の 大徳の 大徳の 大徳の 大徳の 大徳の 大徳	の意識啓 報活動を3 起業支援 女性の活路 女性で学習会 可体等の	充実させる や女性の紀 濯を推進し :等を行う	ます。 総合相談 します。			
行動の指針	市民·地域	〇 男女	共同参画I る機会を [*]	こついて					
	事業者等	みを 〇 誰も ての な就	・介護体 つくりま がワーク 自己選択 業条件づ の継続就	す。 ・ライフ ・決定が ⁻ くりを進む	・バラン できるよう かます。	スについう、柔軟			

この分野の主要な事業

基本方針	施策	主要事業		
至行のか	2007	名称	担当課	
男女共同参画 社会の構築	① 男女共同参画社会の推 進	男女共同参画推進事業	男女共同 参画室	
	② 女性の活躍推進	女性活躍推進事業	男女共同 参画室	

この分野に関連するロードマップ事業

関連する基本方針	番号	ロードマップ事業名
	6	第2子の壁解消への支援強化
	12	仕事と生活の調和の実現をめざした取り組み
	58	女性のチャレンジ応援
	59	男性の家庭生活での主体的参画
男女共同参画社会の構築	60	DV対策、ハラスメントの防止
	61	生涯を通じた女性の健康支援
	76	男女共同参画社会の形成推進
	88	草津市行動計画の策定
	89	在宅勤務・テレワークの導入※

※テレワーク:勤労形態の一種で、情報通信技術等を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。

教育•青少年

現況と課題

- グローバル化や情報化の進展等により予想を超えた スピードで社会が変化し、多様化が進んでいます。
- 子どもたちが多様化する社会や国際化にも対応でき るコミュニケーション能力を高め、変化の激しい時 代をたくましく生きる力を身につけることが求めら れています。

基本方針

子どもの生きる力を育む教育の推進

"豊かな心と健やかな体"、"生活習慣と社会性"、 "確かな学力"の育成を図るため、各種事業を効 果的に展開します。

- 学校を取り巻く課題が多様化しており、学校現場や 教職員の仕事が増加し、複雑化・困難化しています。
- 個々の教員の指導力の向上はもちろんのこと、組織 としての学校の教育力の向上が求められています。

学校の教育力の向上

学校の教育力の向上を図るため、"チーム学校 ※"の構築をはじめ、教職員の資質向上や学校 経営の充実、学校施設の計画的な整備など各種 事業を効果的に展開します。

※チーム学校:校長のリーダーシップの下、カリキュラム、日々の教育活動、学校の資源が一体的にマネジメントされ、教職員 や学校内外の多様な人材が、それぞれの専門性を生かし、子どもたちに必要な資質・能力を身に付けさせることができる学校 のこと。

■この分野の計画

草津市教育振興基本計画(第2期)(平成27年度~平成31年度/教育総務課) 草津市子ども読書活動推進計画 (第2次) (平成26年度策定/生涯学習課) 草津市スポーツ推進計画(平成28年度~平成32年度/スポーツ保健課) 草津市中学校給食実施基本計画(平成28年度策定/スポーツ保健課) 草津市いじめ防止基本方針 (平成 26 年度策定/学校教育課) 草津市英語教育推進計画 (平成 28 年度~平成 31 年度/学校教育課) 草津市教育情報化推進計画(平成28年度~平成32年度/学校政策推進課)

策 要

① 教育内容の充実

- ICT教育や英語教育の充実をはじめとした質の高い授業づく りや、心に響く人権教育・道徳教育を進めるとともに、いじめ を根絶する取組を推進します。
- ② 子どもの健やかな体づ くりと安全・安心の確
- 子どもの体力向上と中学校給食の実施に向けた取組を進めま す。また、安全・安心な学校生活を送れるよう、地域とともに 通学時の見守り等に取り組みます。
- ③ 青少年健全育成の推進
- 青少年の健全育成を図るため、地域・学校・関係機関が連携し、 啓発活動や青少年への教育活動を進めます。また、相談業務や支 援プログラムを実施し、非行からの立ち直りを支援します。

① 教職員の資質向上

教育委員会による指導・支援やスキルアップアドバイザーの派 遣※、教育研究所の講座、研究奨励等のほか、各学校における 校内研修等を充実し、教職員の資質の向上を図ります。

② 学校経営の充実

・ すこやかサポート支援員の配置※等の学校支援体制の充実や今 日的課題に対応できる教員の指導体制の強化等により、"チーム 学校"を構築するとともに、コミュニティ・スクール※を推進し、 学校経営の充実を図ります。

③ 学校施設・設備の充実

- ・ 老朽化が進む小中学校の施設・設備の計画的な改修・更新を図る とともに、非構造部材※の耐震対策を含めた点検・修繕等の維持 管理に努めます。また、必要に応じて施設の増築等を進めます。
- ※スキルアップアドバイザーの派遣:本市では、教員の授業技術等の向上を目指して各学校に指導員を派遣している。指導員 には校長OB等が当たる。
- ※すこやかサポート支援員の配置:本市では、特別な支援を要する児童・生徒や小学校1年生児童等の学校生活をサポート するための支援員を各小中学校に配置している。
- ※コミュニティ・スクール:学校と保護者や地域の方々がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働し て子どもの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を進めていく仕組みのこと。
- ※非構造部材:柱・梁・壁・床等といった建物の主たる構造以外のこと。ここでは、地震時の安全確保の観点で、内装や外装、 窓や家具等も含めた幅広いもののこと。

		子どもの生きる力を育む教育 の推進						学校の	教育力	の向上	
達成目標 自分の居場所を実感し、将来を 展望した学校生活を送れる!					学校での教育が子どもを 生き生きさせている!						
	4F.	Γ	学校が第 児童	ぎしい」と 生徒の割		る	Γ		oかる」と t徒の割・	感じている 合(%)	5
	指標	H. 27	H. 29	Н. 30	H. 31	H. 32	H. 27	H. 29	H. 30	H. 31	Н. 32
		91.6	92. 0	92. 0	93. 0	93. 0	89. 2	90.0	90.0	90.0	90. 0
	行政	〇子	高い授	学ぶ意	欲を高	め、質 進しま	〇 教		きも一人	.ひとり 推進し ā	
行動の指針	市民・地域	○ 食事、睡眠、家庭学習等の基本的生活習慣の確立に努めます。 ○ 子どもと大人がともに育つ地域づくりに取り組みます。						加し、学		事に積	
針	事業者等	〇 人 支 家 等	域づくりに取り組みます。 (大学・企業等) 〇 学校と連携を図り、子ども一人ひとりの夢の実現に向けた支援をします。 〇 家庭・学校・地域や関係機関等の連携をいっそう強めて青少年の健全育成を図ります。						§を図り ■らの専	、特別: 門性を	-

[※]やまびこ教育相談室:不登校および不登校傾向における幼児児童生徒やその保護者の悩みや不安に対して教育相談を行い、適応指導教室に通級する児童生徒が協調性や集団の中で過ごせる力をつけるように支援するとともに、学校復帰につながるよう支援し、または不登校等の問題の解決に向けて指導または助言を行う施設のこと。

この分野の主要な事業

基本方針	施策	主要事業	
基本 刀到	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	名称	担当課
		小学校少人数学級編制事業	学校教育課
		生徒指導推進事業	学校教育課
	① 教育内容の充実	学力向上重点事業	学校教育課 学校政策推進課
_ 121 _ 11 1		子ども読書活動推進事業	学校政策推進課 図書館
子どもの生き		学校ICT推進事業	学校政策推進課
る力を育む教 育の推進		小学校体育推進事業	スポーツ保健課
77.40,12.42	②子どもの健やかな体づ	中学校体育推進事業	スポーツ保健課
	くりと安全・安心の確保	中学校給食推進事業	スポーツ保健課
		通学路対策事業	スポーツ保健課
	③ 青少年健全育成の推進	少年センター管理運営事業	生涯学習課
		青少年育成活動事業	生涯学習課
		スキルアップアドバイザー配置事業	学校教育課
	① 教職員の資質向上	教職員研修事業	学校教育課
		講座開設事業(教育研究所)	学校教育課
		学校問題サポートチーム運営事業	学校教育課
		中学校生徒指導主事活動推進事業	学校教育課
学校の教育力		学校教育支援教員配置事業	学校教育課
の向上	② 学校経営の充実	特別支援教育推進事業	学校教育課
		学校すこやかサポート支援員配置事業	学校教育課
		やまびこ教育相談室運営事業※	学校教育課
		コミュニティ・スクールくさつ推進事業	学校政策推進課
	③ 学校施設・設備の充実	小学校大規模改造事業	教育総務課
	③学校施設・設備の允美	中学校大規模改造事業	教育総務課

この分野に関連するロードマップ事業

関連する基本方針	番号	ロードマップ事業名
	14	子どもの生きる力を育む教育
子どもの生きる力を育む教育の推進	17	中学校給食の実施
	19	児童の安全見守り体制の強化
	14	子どもの生きる力を育む教育
学校の教育力の向上	15	学校の教育力の向上
		「チーム学校」の実現

生涯学習・スポーツ

現況と課題

- 学びやスポーツを通しての"生きがいの発見"の機会づくりは、市民が生涯にわたって豊かで健康的な生活を送るうえでますます欠かせないものとなっています。
- 多様な生涯学習ニーズに応えられるよう、講座等の 充実を図るとともに、スポーツに関わる関係団体と の連携・協力を強化しながら、市民の豊かで健康的 な生活を支援する取組を進める必要があります。

基本方針

生涯学習・スポーツの充実

市民が健康で心豊かに、生きがいをもって生活を送れるよう、生涯学習の情報提供と学習機会の充実を図るとともに、スポーツ推進計画に基づく、スポーツ文化の醸成されたまちづくりを推進します。

- 平成 10 年度に開始した地域協働合校が定着しており、各小学校に地域とのパイプ役であるコーディネーターを配置し、さらにその活動の充実を図っています。
- 子どもの豊かな学びを伸ばし、ひいては地域を支えるひとづくりとしていくため、より多くの地域の人たちが関わる活動を進めていくことが求められています。

地域協働合校の推進

学校の諸活動に地域の大人が参加することにより、学習内容を豊かにし、学びの効果を高めるとともに、大人自身の生き方に大きな充実感を与える地域学習社会を構築するため、地域による学校支援と地域で子どもが育つまちづくりを進めます。

■この分野の計画

草津市教育振興基本計画(第2期)(平成27年度~平成31年度/教育総務課)草津市子ども読書活動推進計画(第2次)(平成26年度策定/生涯学習課)草津市スポーツ推進計画(平成28年度~平成32年度/スポーツ保健課)

施 策 概 要

① 生涯学習機会の充実

・ 市民の多様なニーズに対応するため、大学等と連携した幅広い学 習機会の提供や、学習ボランティアの育成・活用とネットワーク 化を進めるとともに、多種多様な図書資料の充実に努め、図書館 の利用を促す情報発信を積極的に行います。

② スポーツ活動の推進

体育協会・体育振興会・総合型地域スポーツクラブ※・スポーツ推進委員・大学等との連携・協力を強化し、各種事業を効率的・効果的に取り組み、生涯スポーツや競技スポーツ等の市民のスポーツ活動を推進します。

③ スポーツ環境の充実

社会体育施設に必要な修繕や改修等を行うとともに、指導者やボランティアの育成等を図ることで、誰もが快適にスポーツができる環境を整えます。また、国内トップレベルのスポーツ等の観戦機会の充実を図り、スポーツに対する関心を高めます。

① 地域協働合校の取組の 推進 ・新たな活動内容の広がりや地域の人たちの活動の場を増やすため、地域コーディネーター※を配置し、事業のさらなる活性化を図ります。

※総合型地域スポーツクラブ:地域住民により自主的・自立的に運営され、人々が身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブのこと。

※地域コーディネーター:学校と地域の連絡調整、地域の協力者の開拓等を推進するとともに、地域と学校の実情に応じた定期 的・継続的な活動プログラムのコーディネートをする役割の人のこと。

		生	涯学習	・スポー	-ツの充		地域協	ß働合校(の推進		
達成目標		, [に豊かで	健康的なる!	ĵ.	子どもと大人の協働でともに 学びあえる!				
	+5	学びや		/を通し ⁻ る人の割	て生きが 合 (%)	いを感	地址		校事業に)数(人)		人
	指標	H. 27	H. 29	H. 30	H. 31	H. 32	H. 27 35, 302	H. 29 46, 200	H. 30 48, 500	H. 31 50, 900	H. 32 50, 900
	行政	〇 市む 協働 を 支もに	が教養を 会を提供 O視点) 学習やス するため	スポーツ を高ます。 もします。 スポーツ れにポーツ スポーツ	活動関係 ランティ の機会の	を楽し 団体を アとと	(施策展開において) 〇 地域コーディネーターの配置により事業の活性化を図ります。 (協働の視点) 〇 より多くの地域の人たちが子どもと関わる機会を創出するために、学校と地域の連携を深める体制づくりを進めます。				
行動の指針	市民・地域	養を しま 〇 自分	身につい す。 たあった	ナ、心豊 cスポー	知恵や知かな生活がなります。 かな見つ 東増進を	を実現	め、 ます 〇 生涯	ひとづく	ついて è くり・ま 関する地: け。	ちづくり	を進め
	事業者等	ト、 をし O より	主催する 委託事業 ます。 専門性の 習活動や	漢等にお の高い知	スポーツ いて協賛 識や技術 ツ活動に	で支援 fを地域	〇 地域		での地域 画します。		の取組

この分野の主要な事業

基本方針	施策	主要事業	
坐个刀叫	池朵	名称	担当課
		社会教育推進事業	生涯学習課
	① 生涯学習機会の充実	学習ボランティア推進事業	生涯学習課
		図書館運営事業・南草津図書館運営事業	図書館 ・南草津図書館
生涯学習・ スポーツの充		市民体育大会開催費補助事業	スポーツ保健課
実	② スポーツ活動の推進	県民体育大会等出場支援補助事業	スポーツ保健課
		学校体育施設開放推進事業	スポーツ保健課
	③ スポーツ環境の充実	社会体育施設管理運営事業	スポーツ保健課
	③ スポープ環境の元美	社会体育施設整備事業	スポーツ保健課
地域協働合校 の推進	① 地域協働合校の取組 の推進	地域協働合校推進事業	生涯学習課

この分野に関連するロードマップ事業

関連する基本方針	番号	ロードマップ事業名
生涯学習・スポーツの充実	44	文化・芸術・スポーツに触れる機会の推進
生涯子首・スポープの元美	45	スポーツゾーンの整備
地域協働合校の推進	18	地域協働合校の取り組み推進

市民文化

現況と課題

- 市民の文化活動を支援するとともに、市民参加を基本 とした文化事業に取り組んでいます。また、地域に根 ざした歴史資産が市民文化の新たな発展への機会と なるよう情報発信等に取り組んでいます。
- 文化を通じた交流や出会いがまちづくりに生かせる よう、文化振興施策を総合的かつ計画的に実施する必要があります。また、歴史資産を市民の貴重な財産と して、次世代へ継承していく必要があります。

基本方針

文化・芸術の振興

市民の間に "ふるさと草津の心"が醸成されるよう、誰もが文化に触れることができる機会を充実するとともに、都市の魅力としての文化の創造と発展に取り組みます。

■この分野の計画

草津市シティセールス戦略基本プラン (平成 25 年度~平成 32 年度/企画調整課) 草津市教育振興基本計画 (第 2 期) (平成 27 年度~平成 31 年度/教育総務課) 史跡草津宿本陣保存管理計画 (昭和 59 年度策定/文化財保護課) 史跡野路小野山製鉄遺跡整備基本計画 (平成 12 年度策定/文化財保護課) 施策

既要

- ① "ふるさと草津の心" の醸成
- ・本市の魅力資源を、市民の生活やまちづくりのテーマに生かして、市民のまちづくりへの参画と市民としての自負へと結びつけます。
- ② 文化・芸術活動の推進
- ・ 文化振興に関する条例を制定し、市民の文化活動を奨励するとともに、文化施設の充実を図ることにより、多様な発表・展示・鑑賞の場の機会づくりを進めることで、一層の文化・芸術活動の振興を図ります。
- ③ 文化財の保護と活用の 推進
- ・ 発掘調査をはじめとした各種の文化財調査を推進するとともに、 市内に残る歴史資産の実態を解明し、その成果を公表します。また、国指定史跡等の地域と一体となった保存整備、文化財指定の 推進、伝承者への支援など積極的な保存対策を講じます。
- ④ 歴史資産を生かしたま ちづくり
- ・ 市内に残る各種文化財等の積極的な活用を推進するため、総合的 な文化財の保存活用計画を策定するとともに、各種展示会、行事 等を通じた様々な情報発信を行います。

		文化・芸術の振興							
道凡目標	差以引票	みんなが文化を通じたまちづくりに参加している!							
		文化・芸術の振興が図れていると思う市民 の割合(%)							
	指標	H. 27 H. 29 H. 30 H. 31 H. 32							
	行政	(施策展開において) 〇 本市の文化・芸術の振興に関する理念や方向性を定める条例を制定するとともに、施策を体系的・計画的に実施します。 〇 文化財の保存修理や保存整備を計画的に進めます。 (協働の視点) 〇 市民の日々の創作活動の奨励と発表・展示・鑑賞の機会と場の提供を図ります。 〇 様々な人が自らの興味や関心に応じて、文化財等に親しむことができる機会をつくります。							
行動の指針	市民・地域	 ○ 文化・芸術の担い手として様々な創作活動を行います。 ○ 多様な文化・芸術を尊重し、分野や世代を越えた交流を深めます。 ○ 様々な歴史遺産を市民の貴重な財産として大切に保存します。 ○ 文化財を地域学習の教材として活用します。 ○ 文化財の調査・保存・継承に積極的に協力します。 							
	事業者等	○ 市民の文化・芸術活動の支援に努めます。○ 自ら主体となって、文化・芸術活動に取り組みます。○ 開発事業者は、埋蔵文化財の取扱いについて事前に市と協議し、文化財の保護に協力します。○ 大学等は、専門の立場から文化財の魅力を紹介します。							

この分野の主要な事業

基本方針	施策	主要事業	
基本 刀到		名称	担当課
	① "ふるさと草津の心" の醸成	シティセールス推進事業	企画調整課
		市美術展覧会開催事業	生涯学習課
	② 文化 共作活動の批准	市民文化芸術活動支援事業	生涯学習課
	② 文化・芸術活動の推進 	俳句のまちづくり事業	生涯学習課
		文化施設管理運営事業	生涯学習課
文化・芸術の振		埋蔵文化財発掘調査事業	文化財保護課
興	② 女伙母の児難しば田の	宅地開発等関連遺跡発掘調査事業	文化財保護課
	③ 文化財の保護と活用の 推進	史跡草津宿本陣整備事業	文化財保護課
	,,,,,,	史跡芦浦観音寺整備事業	文化財保護課
		文化財保護助成事業	文化財保護課
	④ 歴史資産を生かした	草津宿街道交流館運営事業	草津宿街道交流館
	まちづくり	史跡草津宿本陣管理事業	草津宿街道交流館

この分野に関連するロードマップ事業

関連する基本方針	番号	ロードマップ事業名
	32	ふるさと「くさつ」のシティセールス
文化・芸術の振興	44	文化・芸術・スポーツに触れる機会の推進
文化・芸術の振典	46	芦浦観音寺の保護・PR
	47	草津宿本陣の拡大整備

子ども・子育て

現況と課題

- 〇 少子化や小世帯化、都市化と地域関係の希薄化、若年・高齢出産の増加等により、家庭の"子育て力"が弱まっています。
- 「身近に相談できる人がいない」「子どもとの接し方がわからない」等、家庭での子育てに不安等があるときに、気兼ねなく頼れる相談機能の充実が求められています。
- 女性の社会進出等に伴う共働きの増加や就労形態の 多様化により、保育需要の増大や多様な保育ニーズ が発生しています。
- 待機児童の解消が喫緊の課題であるほか、幼保の連携強化や、就学前教育・保育の内容の統合および質の向上を進める必要があります。
- 子育ての悩みがある家庭や、ひとり親家庭、経済的 困窮の家庭が増え、児童虐待相談も増加しています。 また、放課後児童の居場所に対する需要が増加して います。
- 特に配慮が必要な子どもと家庭に対し、関係機関が連携し、手を差し伸べ、寄り添って対応する必要があります。また、児童育成クラブの整備と多様なニーズへのさらなる対応が求められています。

基本方針

切れ目のない子育て支援

妊娠から子育てまでの切れ目のない相談・支援・情報提供を行い、子育ての不安を軽減するとともに、医療機関との連携のもとで母子の心身の健康を守ります。

また、子育て支援に関する団体等との連携を図ります。

就学前教育・保育の充実

就学前の子どもに対して必要な保育と適切な 教育を行い、併せて、家庭が子育て期に安心し て仕事と子育てを両立できるよう支援します。

安心して子育てができる環境づくり

児童虐待の根絶に努めます。また、ひとり親 家庭や発達支援が必要な子どものいる家庭等へ の相談・支援を充実させるほか、児童育成クラ ブの充実と施設の整備を図ります。

■この分野の計画

草津市子ども・子育て支援事業計画(平成27年度~平成31年度/子ども子育て推進室)草津市幼保一体化推進計画(平成27年度~平成31年度/子ども子育て推進室)草津市教育振興基本計画(第2期)(平成27年度~平成31年度/教育総務課)

施策

- ① 総合相談窓口の充実
- 子育て相談センターにおいて、妊娠・出産・子育てにおける切れ目のない相談支援をワンストップで行います。また、関係機関と連携しながら、必要な情報や支援を提供します。
- ② 母子保健サービスの 充実
- ・子どもの健全な育成、健康増進を図るとともに、病気等の予防・早期発見・早期対応に努めるため、妊娠・出産・子育てを通して切れ目のない母子保健サービスを提供します。
- ③ 子ども・子育て支援、 ネットワークの充実
- ・子育て支援センター※やつどいの広場※等を通じて子育て支援 に係る様々な情報や、交流の場を提供するとともに、これを支え る関係団体等のネットワークを強化します。
- ① 質の高い就学前教育・ 保育の提供
- 幼稚園・保育所(園)で培ってきた成果等を共有して、相互の連 携強化を行い、教育・保育内容の統合と認定こども園化に取り組 むとともに、質の高い就学前教育・保育を提供します。
- ② 就学前教育・保育施設 の整備
- 安全で安心な保育環境を確保するとともに、質の高い就学前教育・保育を実現するために認定こども園等の環境整備に取り組みます。
- ① 児童虐待の防止と早期 発見・早期対応
- 児童虐待の防止、早期発見・早期対応に努めるとともに、子ども とその家族の安心できる生活のための支援として、必要な相談体 制の充実や関係機関等の連携を強めます。
- ② ひとり親家庭等への支援の充実
- ひとり親家庭等の自立と生活の安定のため、相談体制、日常生活の支援や経済的支援等を充実します。
- ③ 発達障害児等への支援 の充実
- 発達障害がある等、支援が必要な子どもとその家庭に寄り添い、 早期に専門的な療育につなぐとともに、さらに個々のニーズに 対応できる専門的かつ総合的な相談支援を進めます。
- ④ 児童育成クラブの充実
- 子どもが安全で安心でき、健やかに育まれる放課後の活動場所 の確保のため、多様な保育ニーズに対応できる児童育成クラブ の充実と施設の整備を図ります。
- ⑤ 子育てに伴う経済的負 担の軽減
- 児童手当の支給や乳幼児福祉医療費、小中学生入院医療費の助成 等により、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。

※子育て支援センター:就学前の子どもと保護者が気軽に集い、交流や相談できる場として、また地域の子育て支援を行う機関のこと。

※つどいの広場:概ね3歳未満の子どもと保護者が気軽に集い、交流や相談できる場として実施する事業のこと。

		切れ目のない子育て支援						就学前教	対育・保証	育の充実	E	安心して子育てができる環境づくり				
道 成 巨 楔		安心して子育ての相談ができる!				安心して仕事と子育てを両立できる!					子育でに不安を感じる人が少なくなる!					
	11F.				用率 (%)				り待機児童						民の割合	
	指標	H. 27	H. 29	H. 30	H. 31	H. 32	H. 27	H. 29	H. 30	H. 31	H. 32	H. 27	H. 29	Н. 30	H. 31	H. 32
		93. 2	98. 0	98. 0	98. 0	98. 0	33	0	0	0	0	80.0	82. 0	83. 0	84. 0	85. 0
行動の指針	行政	〇 〇 〇 〇 (〇 〇 〇 下) ののである。 ののでは、 ののでは	にりの提いも状な報 のにが健 てな切ま交供まと況関提 点おで康 にスれす流がす養をわ供 点いき推 関ター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ほす 仲で 質型が行 切よ員 る出な づる のしでい れう等 市産い く子 心養きで 目にの 沢	のない相 民生委員)活動を支 舌動につり 造や活動	の てづ おど談 談児援 て充 制く よも支 や童し 、寒 談り びに援 見委ま 専	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	「備と運に所、高すも)りの、、には当根(幼い。の幼ま 視自子向に面ざ園保就 育稚。)、然どり、のし)一学 す種。)、も	いがて保向たと体前 ち園 行がにてら、育上教幼化教 で小 事地努ー働待所に育稚に育 な学 な域めく機(努・園向・ な村	児園の保がけ保 ぐと 地の関かすを携取の め連 のりり	を聞 本けをさ 傷・性 を園 とと進を 育交 を め施 いとめ図 所流 活	〇〇〇〇〇、〇、〇、一〇、一〇〇八〇〇、一〇八〇八〇八〇八〇八〇八〇八〇八〇八〇	。りる行虐にの ひぐて親家い待、相 点るに家庭ま防通談 点み関庭等す止告体 のす	ブ やに。の等制 充 達し 報対充 て で を を を を を を を を を を を を を を を を を の を の を る で る で る で る で る で る で る で る で る で る	と 援各 啓てを 進地。 か家 発迅図 め域 多速ににま いの	なさじ 努応 おす とるす。 ため、
	市民・地域	「女宝」 の	こやか訪 や心配事 く子育で で子ども 助言して	時間」等の 事を解消し に生かし を見守る けずい関係 でを理解し	等の 相談を か機 てま 意 を が る 系 と 、 す 識 つ で と の き 、 す 、 す き の も の も の も う を う を り も り も り も り も り も り も り も り も り も り	利用し、 :情報を 持ち、相 ります。	O 家庭が子育ての第一義的な責務を負う ことを自覚し、子どもとふれ合い、基 本的な生活習慣や社会的マナー等が身 につけられるよう努めます。				と育子安し児は	にをもパす虐連びえ人口ならになる人のない。	んで、愛す。 す。 と安全を ル等の取 (気になる	協力して、 情豊の 情豊の 意 は な に な を を も し い に う る に う を に を を も し が に う に も も し も し も し も し も し し し し し し し し し	子どもの を持ち、 的に ある 常に る 常に る 常に る 常 に る に る に っ て っ て っ て っ て っ て っ て っ に っ に っ に っ	
	事業者等	連携 ロと	し、地域 して相談	における	设は、関係 子育て相 是供を行り	目談の窓	(関係機関) ○ 福祉、保健、教育を担当する機関が連携し、子どもとその家族が地域の中で、 安心して生活するための環境づくりを 進めます。				の中で、	き方 日 児童	の見直し	を進めま	がとれる。 す。 活動に積 ^材	

※健康推進員:市民の健康の保持および増進を積極的に推進するとともに、市民生活に密着した保健事業を行うボランティアのこと。

この分野の主要な事業

#++*	+ <i>t-</i> : 45	主要事業	
基本方針	施策	名称	担当課
	① 纵众扣款宛口办太宇	総合相談事業(衛生費)	健康増進課
	① 総合相談窓口の充実 	総合相談事業(民生費)	健康増進課
	② 母子保健サービスの	乳幼児健診事業	健康増進課
切れ目のない	大学 一	新生児訪問事業(すこやか訪問事業)	健康増進課
子育て支援		妊娠・出産包括支援事業	健康増進課
		子育て支援センター運営事業	子ども子育て推進室
	③ 子ども・子育て支援、ネ	つどいの広場事業	子ども子育て推進室
	ットワークの充実	育児等支援家庭訪問事業(すこやか訪問事業)	健康増進課
		子育て応援ヘルパー派遣事業	子ども家庭課
		幼稚園・認定こども園管理運営事業	幼児課
		幼稚園・認定こども園ステップアップ推進事	(Lie am
		業	幼児課
	 ① 質の高い就学前教育・保	就園奨励給付・私立幼稚園保育料補助事業	幼児課
	育の提供	民間保育所・認定こども園運営補助事業	幼児課
		民間保育所・認定こども園運営事業	幼児課
		家庭的保育事業	幼児課
就学前教育		小規模保育事業	幼児課
・保育の充実		保育所・認定こども園管理運営事業	幼児課
	_	保育所・認定こども園施設整備事業	幼児課
	② 就学前教育・保育施設の 整備	民間保育所・認定こども園施設整備事業	幼児課
	金川	園舎整備事業	幼児課
	① 児童虐待の防止と早期	家庭児童相談指導事業	子ども家庭課
	発見・早期対応	養育支援ヘルパー派遣事業	子ども家庭課
		ひとり親家庭等支援事業	子ども家庭課
		ひとり親家庭等就業支援事業	子ども家庭課
	② ひとり親家庭等への支 援の充実	児童扶養手当給付事業	子ども家庭課
安心して子育	接の元夫	母子生活支援施設入所事業	子ども家庭課
てができる環		母子家庭福祉医療費助成事業	保険年金課
境づくり	③発達障害児等への支援の	発達支援センター運営事業	発達支援センター
	充実	湖の子園運営事業	発達支援センター
	④ 児童育成クラブの充実	児童育成クラブ運営事業	子ども子育て推進室
	€ 7 * ~!-!!! > #9**!! !	児童手当給付事業	子ども家庭課
	⑤ 子育てに伴う経済的負担の軽減	乳幼児福祉医療助成事業	保険年金課
	3	小中学生入院医療助成事業	保険年金課

この分野に関連するロードマップ事業

関連する基本方針	番号	ロードマップ事業名
	1	マタニティーマーク、ベビーカーマークなどの普及啓発
	4	出産・育児の切れ目のない相談体制の確立
	5	妊娠時、子育て時の経済的負担の軽減
切れ目のない子育て支援	8	子育て情報アプリの充実
	9	子育て環境、親子の遊び場の充実
	10	病児・病後児保育の充実
	13	結婚支援への取り組み
就学前教育・保育の充実	2	待機児童の解消
	3	放課後の子どもの居場所づくり
	5	妊娠時、子育て時の経済的負担の軽減
安心して子育てができる環境づくり	6	第2子の壁解消への支援強化
	7	多子世帯の負担軽減の拡大
	11	様々な家庭・子どもへの支援強化

長寿・生きがい

現況と課題

- O いきいきとした高齢社会の実現に向けて、高齢期の 健康と生きがいづくりがますます重要となってきて います。
- 高齢期にある人が、自らの健康を維持し、知識や経験・技能を生かして社会参加できるよう、そのための機会を充実させていくことが求められています。
- 誰もが安心して高齢期が迎えられるよう、介護保険 サービスや生活支援のサービスの充実が必要となっ ています。
- 制度理解の促進と個別のニーズを踏まえた適切なサービス提供とともに、地域での介護予防や認知症対策へのいっそうの取組の充実が求められています。

基本方針

いきいきとした高齢社会の実現

いきいきとした高齢社会の実現のため、長年 の経験で培った豊かな知識や技能を生かした取 組等から高齢期の健康と生きがいづくりを支援 します。

あんしんできる高齢期の生活への支援

高齢期にある人が安心して暮らせるよう、介護保険サービスや生活支援サービス等の適切な利用を支援するとともに、できるだけ長く住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域で支えあえる仕組みづくりを進めます。

■この分野の計画

草津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画【草津あんしんいきいきプラン 第6期計画】 (平成27年度~平成29年度/介護保険課・長寿いきがい課)

草津市認知症施策アクション・プラン (平成 26 年度~平成 29 年度/介護保険課・長寿いきがい課)

① 高齢者の生きがいづく り・社会参加の促進

策

施

・ 生きがいや健康の保持増進にもつながることから、定年退職者等が就業やボランティア活動等への参加に結びつくよう、社会参加の機会拡充に努めます。

地域包括ケアシステム の推進

高齢期の安心を支える地域づくりを推進するとともに、支援のニーズや制度の動向等を踏まえ、介護保険制度を軸として、在宅介護や生活支援のサービスを包括的に提供します。

② 認知症対策の推進

・ 認知症サポーター※の養成等を通じて、認知症についての理解と 支援の広がりをつくるとともに、医療機関・地域包括支援センタ ー・サービス事業所・地域とのネットワークを強化することで、 早期の支援体制の構築を図ります。

③ 介護予防対策の推進

・ 要支援・要介護状態になることを予防し、誰もが元気でいきいき とした生活が送れるよう、介護予防の知識普及や地域での介護予 防事業の展開等、介護予防の取組の充実に努めます。

④ 介護サービスの充実

・ 要支援・要介護の状態にあっても、誰もがその人らしく豊かな高齢期を過ごすことができるよう、介護サービスの適正水準の維持・向上を図ります。

⑤ 介護保険制度の適正運 ^田

・ 介護保険制度等の理解促進と利用支援、要介護認定、ケアマネジメント※、事業者のサービス提供体制および介護報酬請求においてチェック体制を整備し、適正化の取組を進めます。

- ※認知症サポーター:認知症について正しく理解し、偏見を持たず認知症の人や家族を温かく見守る等、自分のできる範囲で活動する応援者のこと(「認知症サポーター養成講座」を受講した人が「認知症サポーター」となる。)。
- ※ケアマネジメント:介護・介助が必要な人の生活支援を行うために、多様な社会資源を、その本人が有効に活用できるよう 図ること。

		いき	いきとし	ンた高齢	社会の	実現	あんしんできる 高齢期の生活への支援				
達成巨標		高	齢期になる活躍する	っても均る人が増		で	高齢期にある人が地域で安心して生活できる!				
			域の組織や	ゥ グループ	に加入して		高齢期(の支援に	こ満足し	ている
	指標	H. 27	る 65 歳以 H. 29	上の市氏の H. 30	り割合(%) H. 31	H. 32	H. 27	市氏 H. 29	の割合 H. 30	(%) H. 31	H. 32
		42. 7	43. 0	44. 0	45. 0	46. 0	20. 8	21. 0	22. 0	23. 0	24. 0
	行政	○ に接し健供 (協働	展期したままに 開のて動。 進め ・ は社、・ 団 ・ はま ・ は う う う う う う う う う う う う う う う う う う	会参加活情報提供体など紹 関する情 す。	など必 紹介窓口: 情報や機:	要な支を設置	(施策展開において) 〇 介護予防のための情報提供や、介護予防に役立つ場の提供、外出しやすい環境整備を推進します。 〇 介護サービスの充実を図ります。 〇 相談窓口である地域包括支援センターの周知を図るとともに、他の相談窓口との連携を推進します。 (協働の視点) 〇 保健・医療・福祉の関係機関および地域の資源の連携による地域包括				
2	市民・地域	う意 努め し、 に言	自分の健意識を持かます。 或の中で 地域活動を は体的に	ち、健康 の自ら 動やボラ 取り組み	をの保持するの役割である。 カンティア はます。	増進に を自覚 ア活動	〇〇〇〇〇日野介なを高心守らめ護サ生齢しり	ます。 きい あいま がい がい がい だい まい あい ない あい ない あい ない はい ない いい かい か	さな され な 利 い し が い う き す さ ま き い が る き す き す き す き き き き き き き き き き き き き	て 場 て 活 を 有 続 、 を 庭 、 お 庭 、 お 庭 、 お ら 、 お ら り も り も り も り も り も り も り も り も り も り	、適切る能力ます。 域で安
	事業者等	○ 意名す。	吹ある熟	年世代 <i>の</i>)雇用に	努めま	〇 利用 利利す。 〇 提供	者本位の	ーズに応 のサーヒ ービスに 炎受付窓	るじた質 ごスを提 ご関する ロ、苦情 。	供しま

この分野の主要な事業

# + + 41	+/ / */- -	主要事業	
基本方針	施策	名称	担当課
いきいきとした		ロクハ荘管理運営事業	長寿いきがい課
高齢社会の実現	① 高齢者の生きがいづくり・社会参加の促進	なごみの郷管理運営事業	長寿いきがい課
坎		シルバー人材センター運営・活動事業	商工観光労政課
	① 地域包括ケアシステム	高齢者総合相談・支援事業	長寿いきがい課
	の推進	権利擁護事業	長寿いきがい課
	② 認知症対策の推進	認知症施策総合推進事業	長寿いきがい課
	② 認知症別束の推進	認知症総合支援事業	長寿いきがい課
	③ 介護予防対策の推進	介護予防普及啓発事業	長寿いきがい課
あんしんでき る高齢期の生	③ 川暖ド防灼泉の推進	地域介護予防活動支援事業	長寿いきがい課
活への支援		居宅介護サービス給付事業	介護保険課
	④ 介護サービスの充実	施設介護サービス給付事業	介護保険課
		地域密着型介護サービス給付事業	介護保険課
	♠ A =# /□ BA## → ○	介護保険制度啓発普及事業	介護保険課
	⑤ 介護保険制度の 適正運用	介護認定事務	介護保険課
	~	介護保険制度運営事務	介護保険課

この分野に関連するロードマップ事業

関連する基本方針	番号	ロードマップ事業名
いきいきとした高齢社会の実現	23	元気シニアボランティアポイント制度の創設
	20	くさつ版地域包括ケアシステムの構築
	21	在宅介護の支援
あんしんできる高齢期の生活への支援	22	認知症対策の推進
	23	元気シニアボランティアポイント制度の創設
	24	ひとり暮らし高齢者の見守り・安否確認体制の構築

障害福祉

現況と課題

- 障害のある人の生活の総合的な支援の体制や、就 労・余暇活動など地域社会の様々な活動への参加の 機会拡充を図ってきています。
- 障害者差別解消法に基づく取組、障害のある人への さらなる理解、ケアマネジメントに基づく生活支援 の充実と、誰もが当たり前に参画できる地域社会づ くりが求められています。

基本方針

共に生きる社会の推進

障害のある人ない人、あるいは異なる障害のある人等の相互理解を深めながら、必要な生活支援を行うとともに、社会参加と自己実現の多様なニーズへの対応を図ります。

■この分野の計画

草津市障害者計画(後期)(平成24年度~平成29年度/障害福祉課)第4期草津市障害福祉計画(平成27年度~平成29年度/障害福祉課)

施策

概要

- ① 障害のある人の暮らし を支えるサービス基盤 の充実
- ・ 生活支援や就労支援、相談支援のさらなる充実等、個別のケアマネジメントによるサービス提供を行うとともに、遊ぶ・学ぶ等の諸活動に誰もが自らの意思で安心して参加・参画できるよう支援を進めます。
- ② 障害と障害のある人へ の理解促進と尊厳の保
- 障害者福祉センターを核とした多様なふれあい・交流や知識普及と意識啓発により、障害と障害のある人についての理解促進を図るとともに、障害のある人の尊厳の保持に努めます。
- ③ 福祉のまちづくりの推 進
- ・ 地域で安心して生活できるようハード面でのバリアフリー化を 進めるとともに、遊ぶ・学ぶ等の諸活動に安心して参加・参画で きるよう、外出支援やコミュニケーション支援等ソフト面での充 実を図ります。

			共に生	きる社会	の推進					
道		障害のあるないにかかわらず、 互いを認め尊敬しあえる たくさんの出会いがある!								
	指標	「共I H. 27		土会の推進 時足度(%) H. 30	_	Υ .				
	175	13. 9	20. 0	п. зо 22. 0	25. 0	п. 32 29. 0				
	行政	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	ア図の、努あ、あってりあ個めい様るかまるのす交なに	めのサー メントに 。 が社会参 能力を発	よるサー かできる 軍できるを くりにて、 野して、	- ビス 境づ と 機会 かる害と に				
行動の指針	市民・地域	めます。 日 日 日 日 日 日 日								
	事業者等	(〇 (〇 (〇 〇)	かの生と進 ごズスへ とのないもま 供即質サ ふんたにす 専しのポ		終続的にせ すい職場取 ス量の確 上を図り I談を充り	ナポート 環境の整 く く よ す き せ ま き さ せ ま				

この分野の主要な事業

基本方針	① 障害のある人の暮らしを支えるサービス基盤の充実② 障害と障害のある人への理解促進と尊厳の保持	主要事業						
基本 刀即	旭朵	名称	担当課					
		居宅介護事業	障害福祉課					
	 ① 暗害のある人の暮らし	生活介護事業	障害福祉課					
	を支えるサービス基盤	を支えるサービス基盤 就労継続支援事業						
	00元美	障害者就労促進事業	障害福祉課					
大に生きる社 会の推進		サービス利用計画事業	障害福祉課					
2.7.2.2	② 障害と障害のある人へ の理解促進と尊厳の保	障害者福祉センター管理運営事業	障害福祉課					
	持	成年後見制度利用支援事業	障害福祉課					
	 ③ 福祉のまちづくりの推	障害者等個別移動支援事業	障害福祉課					
	進	コミュニケーション支援事業	障害福祉課					

この分野に関連するロードマップ事業

関連する基本方針	番号	ロードマップ事業名
	28	「障害者差別解消法」の施行に伴う対応充実
共に生きる社会の推進	29	障害者が安心して暮らせるまちづくり
共に生きる社会の推進	30	ユニバーサルデザイン社会の実現をめざした取り組み
	42	ユニバーサルデザインの推進

地域福祉

現況と課題

- 〇 少子・高齢化や小世帯化、商店街の衰退等を背景に、 隣近所のつながりが希薄化し、地域コミュニティの 持つ「地域力※」が低下しています。
- ひとり暮らし世帯や高齢世帯等が孤立しないよう、 住民間の支えあいとまちづくりや福祉にかかわる各 団体の連携をさらに強化する必要があります。

基本方針

「地域力」のあるまちづくり

地域福祉の担い手の育成とそのネットワーク の充実を図り、「地域力」を生かした福祉のまち づくりを進めます。

※地域力:地域の人が地域社会の問題に自ら気づき、主体的に、または協働を図りながら、問題解決や地域の価値を創造していくための力のこと。

■この分野の計画

第3期草津市地域福祉計画(平成28年度~平成32年度/社会福祉課)

(関連計画)

「第3次草津市地域福祉活動計画(平成29年度~平成33年度)」[(福)草津市社会福祉協議会]

施 策

① 地域福祉の担い手の育成と活躍の促進

・ 中間支援組織である(福)草津市社会福祉協議会と連携して、福祉講座や懇談会等を実施し、各種ボランティア活動や地域福祉の担い手を育成するとともに、地域での活躍を促進します。また、民生委員児童委員等の、福祉の担い手の活動を支援します。

要

- ② 地域福祉を支える ネットワークづくり
- ・ 各学区社会福祉協議会およびまちづくり協議会や町内会の活動 を中心に暮らしの問題を解決する住民主体の活動を広げ、地域で 支えるネットワークづくりを推進します。

		Γ±	也域力」	のある	まちづく	(1)						
達成目標		「向こう三軒両隣」で助け合える!										
	指	名簿	算への登録	る災害 録者数(人 [累計	-])						
	標	H. 27 3, 343	H. 29 3. 400	H. 30 3, 500	H. 31 3, 600	H. 32 3, 700						
行動の	行政	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	動 ま が は が が が が が が が が が が が が が	イ 生 安 妥 ラ ス は は の を ン 会 議 は 災 は 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	。 るまア か り 大 い 、 養 会 生 の 、 委 、 委 ・ 、 会 生 の	ワーク :・確保 (福)児童 :携を強						
の指針	市民・地域	〇 「地 す。 〇 隣近	域で支	こ積極的 える支援 切さを再 ーション	者」に登 認識し、	録しま地域の						
	事業者等	((福) 〇 行政 画」 進し (企業	草津市社会協働 に基づいます。 ・大学)	t会福祉† し、「草 く福祉の 動におけ	劦議会) 聿市地域 まちづく	福祉計りを推						

※災害時要援護者:必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らの身を守るために安全な場所に避難する等、災害時において適切な防災行動をとることが、特に困難な人(一般的には、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、難病患者、外国人等)のこと。

この分野の主要な事業

基本方針	施策	主要事業						
全 个刀叫	池朵	名称	担当課					
	① 地域福祉の担い手の	社会福祉協議会活動補助事業	社会福祉課					
	育成と活躍の促進	民生委員児童委員協議会活動補助事業	社会福祉課					
「地域力」のあるまちづくり		地域福祉計画推進事業	社会福祉課					
9 x 9 3 \ 9	② 地域福祉を支える	社会福祉関係団体補助事業	社会福祉課					
	ネットワークづくり	地域サロン推進事業※	長寿いきがい課					

※地域サロン:社会参加が困難になった高齢者や閉じこもりがちな高齢者が、住み慣れた地域で、安心して生活していくために、 地域の身近な場所で気軽に集い、地域の人どうしのつながりを深める自主活動の場のこと。

この分野に関連するロードマップ事業

関連する基本方針	番号	ロードマップ事業名
「地域力」のあるまちづくり	62	地震対策

健康•保険

現況と課題

- 生活習慣病※による医療費が県内でも高い水準にあり、また健(検)診の受診率は低水準となっています。
- 自らの健康は自ら守ることを基本に、よりよい生活 習慣の普及啓発を進めるとともに、健(検)診の受 診勧奨等を図っていく必要があります。
- 高齢化の進展や医療の高度化等を背景に、医療保険 等の制度を、将来にわたって持続可能なものとなる よう見直すことが求められています。
- 保険者として現行制度を適正に運用するとともに、 被保険者である市民の制度理解、健康管理意識の高 揚等を図っていく必要があります。

※生活習慣病:日常の生活習慣によって引き起こされる病気の総称のこと。

※健康寿命:健康上の問題で、日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。

基本方針

市民の健康づくり

"誰もが健康で長生きできるまち草津"を目指し、生活習慣の改善等による疾病予防対策の強化や、地域社会の中での健康づくりを推進し、健康寿命※の延伸と健康格差の縮小を図ります。

医療保険制度の適正運用

国民健康保険制度等について、市民の制度理解を得られるよう啓発を進めながら、市民が安心して利用できるよう適正運用を堅持します。

市民の制度理 ① 国民健康保険制度の

・特定健康診査・特定保健指導※の実施等によって医療費の適正化 を図るとともに、被保険者への啓発活動等、制度への理解促進の 取組を強めます。

概

・ 生活習慣の改善を始めとした健康づくりに関する取組を様々な 主体と連携し、推進することにより、市民の健康づくりを支援し

ます。また、地域の実状に応じた主体的な健康づくりを支援しま

疾病の予防と早期発見のため、各種健(検)診、予防接種につい

て、情報提供と啓発の強化よる受診率等の向上を図るとともに、

要

② 後期高齢者医療制度の 運用

運用

施策

① 市民の健康づくり支援

② 疾病予防対策の強化

す。

早期対応の勧奨に努めます。

- ・ 被保険者への制度周知や健康診査等の保健事業を実施するとと もに保険料の確実な徴収を図り、後期高齢者医療制度を適正に運 用します。
- ③ 福祉医療費の助成
- 重度心身障害者、重度心身障害老人、ひとり親家庭等を対象に医療保険適用医療費の自己負担額の一部もしくは全部を助成します。

■この分野の計画

健康くさつ 21 (第2次) (平成 25 年度~平成 34 年度/健康増進課)

第2次草津市食育推進計画 (平成26年度~平成29年度/健康増進課)

草津市自殺対策行動計画 (平成 26 年度~平成 30 年度/健康増進課)

第2期草津市特定健康診査等実施計画(平成25年度~平成29年度/保険年金課)

草津市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)(平成 28 年度〜平成 29 年度/保険年金課) (仮称)草津市健幸都市基本計画(平成 29 年度〜平成 34 年度/健康福祉政策課) ※特定健康診査・特定保健指導:平成20年4月から始まった40歳から74歳までの医療保険加入者を対象とし、メタボリックシンドローム(内蔵脂肪症候群)に着目した生活習慣病を予防するための健康診査と保健指導のこと。

			市民	の健康で	がくり			医療保険	食制度の流	適正運用			
這 成 巨標			食育健康で	活習慣 自立した延期間を延			医療保険制度が健全に運用されている!						
	指	65	ҕ歳の平均	匀自立期	間※(年)	١	医療保		健全に運 市民の割		いると		
	指標	H. 27 19. 85	H. 29 20. 27	H. 30 20. 41	H. 31 20. 55	H. 32 20. 69	H. 27 23. 3	H. 29 24. 0	H. 30 25. 0	H. 31 26. 0	H. 32 27. 0		
	行政	○ 健康の ・ 極地と ・ 協働の ・ は、 ・ は、 ・ は、 ・ は、 ・ は、 ・ は、 ・ は、 ・ で、 ・ で、 ・ で、 ・ で、 ・ で、 ・ で、 ・ で、 ・ で	に行いま 医療体制 携します)視点)	啓発活動 す。 の充実 <i>の</i> 。	か環境素のため、関いる健康推	月 係機関	理意識の高揚を図るとともに、市民が制度に混乱しないよう、広報活動等きめ細かな対応に努めます。 〇 医療費の一部を助成することにより、経済的負担を軽減します。						
行動の指針	市民・地域	トラス (〇 〇 〇 日本 の 一	、 行 関 は 関 り り り い と し で し し し し し し し し し し し し し し し し し	ます。 ごしい知 つけます の正しいれ 切めないれ	でるという い い 知識を き い 知 親 と と は ま で も で も も も も も も も も も も も も も も も	リよい生 音及啓発 ンで活動			この理解				
	事業者等	(医療関 () 自ら	関係者等) が持つ知		う等を提供 します。	もし、市							

[※]平均自立期間:食事・更衣・移動・排泄・入浴など生活を営む上で不可欠な基本的行動を、介護を必要とせず自立して行うことができる平均期間のこと。

この分野の主要な事業

基本方針	施策	主要事業	
金行り到	7.E.X	名称	担当課
		健康啓発推進事業	健康増進課
市民の健康づくり		健康づくり推進協議会運営事業	健康増進課
	 ① 市民の健康づくり支援	健康教育事業	健康増進課
	① 川氏の健康 フィッ文版	健康相談事業	健康増進課
		食育推進事業	健康増進課
		自殺対策緊急強化事業	健康増進課
		健康診査事業	健康増進課
	② 疾病予防対策の強化	歯科保健指導事業	健康増進課
		予防接種事業	健康増進課
		特定健康診査事業	保険年金課
	① 国民健康保険制度の運	特定保健指導事業	健康増進課
	用	レセプト管理事業	保険年金課
医療保険制度		国民健康保険税賦課事務	税務課
の適正運用	② 後期高齢者医療制度の 運用	後期高齢者医療保険料徴収事務	保険年金課
	② 短地医療悪の助成	重度心身障害老人等福祉医療助成事業	保険年金課
	③ 福祉医療費の助成 	心身障害者福祉医療助成事業	保険年金課

この分野に関連するロードマップ事業

関連する基本方針	番号	ロードマップ事業名
	25	予防医療の推進
市民の健康づくり	26	健幸都市への取り組みの推進
	27	ヘルスケア産業の可能性の研究
医療保険制度の適正運用	25	予防医療の推進

生活安心

施 策 現況と課題 基本方針 ・ 市民の、最低限度の生活を維持できない状況に対し、福祉施策や ① セーフティネット※の 年金、生活困窮者自立支援事業等による支援、生活保護制度の適 ○ 昨今の経済状況の影響等によって、市民の間に生活 生活安定への支援 充実 用、また、働く意欲と能力のある人への就労支援および就労指導、 の安定を確保することが困難な状況が生じていま 経済的な困窮時等、市民の生活安定の危機に 住まいに困窮される人への市営住宅等の供給を行います。 対して、適切な制度適用と生活安定・自立への 支援を図ります。 ● 最低限度の生活保障のため、各種社会保障制度や生 活保護制度、生活困窮者自立支援事業、市営住宅の 相談員の技量向上を図り、相談を受けた市民の生活上の不安や問 ① 市民相談業務の充実 適正運用により総合的に支援する必要があります。 題の早期解決を図ります。 ○ 複雑化する消費者トラブルへの対応強化と生活衛生 暮らしの安心の確保 ② 消費者の自立支援・消 • 消費生活に関する相談や出前講座など消費者トラブルに陥らな の確保に努めています。 市民生活の不安や悩みを受け止めて、誰もが 費者教育の推進と消費 いための啓発・教育に努めるとともに、消費者団体の育成・支援 暮らしの安心を確保できるよう図るとともに、 ● 消費者教育・生活相談の充実や消費者団体の育成を を行います。 者団体の育成 生活衛生の向上のための各種の取組を行いま 図るとともに、継続して生活衛生を確保する必要が あります。 畜犬登録・狂犬病予防注射の実施、公道上等の小動物死骸処理を ③ 生活衛生の向上 はじめ、火葬施設や市営墓地の適正管理等、生活衛生の向上に努 めます。

※セーフティネット:地域社会において、憲法が保障する健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を守るための仕組みのこ

■この分野の計画

第三次草津市就労支援計画(平成 29 年度~平成 33 年度/商工観光労政課)

			生活罗	安定へ0)支援			暮らし	の安心	の確保			
通用目標	崔 坟目票			限の生だれてい			安心して消費生活ができる!						
	指	廃」	止したな	として:	比率(6)		思う市	民の割合				
	指標	H. 27	H. 29 3. 7	H. 30	H. 31 3. 9	H. 32 4. 0	H. 27	H. 29 19. 0	H. 30 20. 0	H. 31 21. 0	H. 32 22. 0		
	行政	(施策) (施策) を付かる では、	東で文化保障する確立には	おいて) こ的な最らととも 向けた打	低限度(に、自: 援助を行	立生活	(施策展開において) 〇 消費生活についての情報収集を行い、市民啓発に努めます。 (協働の視点) 〇 消費者団体の活動を支援します。						
行動の指針	市民・地域	O 生注 を注 の 民生 の 地域	舌困窮時 舌用して めます。 委員児 域におし	また、生 で、自立 童委員等 いてる積	生活の 等) 活に困	確保に 難を抱	○ 日常生活における課題の多様化 や高度化に対応できるように、 必要な知恵と知識を身につけま す。						
	事業者等			1創出に	努めまっ	す。	O 国!	て、消費		の連携: に関す。 。			

この分野の主要な事業

基本方針	施策	主要事業	
本 本刀町	旭朵	名称	名称
		生活保護費支給事務	社会福祉課
		生活困窮者自立支援事業	社会福祉課
生活安定への ① 支援	① セーフティネットの 充実	就労支援相談員配置事業	商 工 観 光 労 政課
		国民年金手続等事務	保険年金課
		市営住宅運営事業	住宅課
	① 市民相談業務の充実	市民相談室運営事業	生活安心課
② 消費者の自立支援・消費者教育の推進と消費者団体の育成	消費者教育推進事業	生活安心課	
	① セーフティネットの 充実	消費生活相談啓発事業	生活安心課
暮らしの 安心の確保		畜犬対策事業	生活安心課
文心の唯体	 ③ 生活衛生の向上	小動物死骸処理事業	ごみ減量推 進課
	<u> </u>	火葬場管理運営事業	生活安心課
		市営墓地管理事業	生活安心課

防犯·防災

草津市災害時要援護者避難支援プラン全体計画(平成 22 年度~/危機管理課) 草津市既存建築物耐震改修促進計画第2期(平成 28 年度~平成 37 年度/建築課)

施 概要 策 現況と課題 基本方針 街頭啓発の実施や防犯ボランティア団体等への活動支援等を通 〇 市民一人ひとりの防犯意識と、地域コミュニティの 犯罪のないまちづくり ① 自主防犯活動の展開 じて市民の防犯意識の高揚につなげ、警察や県と連携を図りなが 醸成による犯罪抑止力の向上を図ることで、犯罪の 地域防犯活動の展開を充実させながら市民 ら、犯罪抑止に努めます。 ないまちづくりを進めてきています。 の防犯意識の高揚を図り、犯罪のないまちづく りを進めます。 ● 市民の防犯意識のいっそうの向上と地域防犯活動の 展開、また、不安筒所の解消等によって犯罪を未然 長寿命を考慮したLED防犯灯の設置、また、防犯設備の設置促 ② 防犯設備の維持・整備 に防ぐまちづくりをさらに進める必要があります。 進等により、犯罪を未然に防ぐまちづくりを進めます。 〇 地震や火事、風水害等の災害に対して、市民が互い 自助・共助による防災対策の充実 に備える関係づくりを強化し、必要な仕組みを充実 市民の防災意識の高揚と自主防災体制の確 させてきています。 立を図るとともに、住宅耐震化の促進や適切な 自主防災組織の育成等を進め、防災訓練や地域協働での防災教 ① 自主防災体制の確立と 避難行動の周知等を進めます。 育、災害時要援護者への個別支援体制づくり、また、住宅耐震化 市民意識の高揚 ● 市民の防災意識のさらなる高揚と、自助・共助のも の支援等を進めます。 とでの防災・減災対策のいっそうの強化が求められ ています。 消防・防災体制に係る人的資源の充実を図るとともに、消防団装 ① 消防体制・基盤の充実 ○ まちづくりの基本として市民生活の安心を守ってい 災害に強いまちづくり 備品の整備を進める等、迅速・確実な消防活動の確保に努めます。 くため、地震や火事、風水害等の災害に対するまち 防災備蓄の整備等、消防・防災の体制や、危 の備えを強化させてきています。 機管理の体制の充実を図って、災害に強いまち づくりを進めます。 ● 市民生活の安心を守るため、消防・防災体制につい 災害時に即応できる防災体制と情報伝達体制等を強化させるほ ② 地域防災体制・基盤の て強化を図ることが必要となっています。 か、計画的な備蓄確保や地域ごとの防災拠点の整備等に努めま 強化 〇 排水能力が不足している河川が、市内に一定あるこ 治水対策の推進 河川・排水路の適切な整備により、まちの雨水排水能力の向上と とから、大雨時に河川・排水路の氾濫が危惧されま 河川・排水路の適切な整備と管理による治水 ① 河川・排水路の整備 浸水の防除を図るとともに、一級河川の早期整備に向けた要望活 す。 対策を行います。 動に取り組みます。 ● 重点整備による効率的な整備が必要ですが、雨水排 除に重要となる一級河川整備の進捗の遅れが、雨水 ② 公共下水道雨水幹線の ・ 大雨による家屋等の浸水被害の軽減・未然防止を図るため、雨水 整備計画の支障となっています。 整備 排水路を整備します。 ■この分野の計画 草津市地域防災計画 [震災対策編・風水害対策編・原子力災害対策編] (平成 28 年度~/危機管理課) 草津市地域防災計画 [大規模事故災害対策編] (平成 23 年度~/危機管理課) 草津市国民保護計画(平成27年度~/危機管理課)

		犯罪のな	ないまた	ちづくり	J	自助・	共助に	よる防	災対策の	の充実		災害に	強いまち	づくり			治水	対策の	推進	
道 成 目 榜		70000000000000000000000000000000000000	市民の防災意識が高い!				消防・防災力が保たれている!					治水対策が進んでいる!								
	11-	人口1万人当	たりの (件)	犯罪認知	件数		自主	E防災組織	織数				触いまち [*] 市民の割					末時点の		
	指標	H. 27 H. 29	H. 30	H. 31	H. 32	H. 27	H. 29	H. 30	H. 31	H. 32	H. 27	H. 29	H. 30	H. 31	H. 32	H. 27	H. 29	H. 30	H. 31	H. 32
		123. 4 113	111	110	109	193	196	198	200	202	20.9	23. 0	24. 0	25. 0	26. 0	0.0	0.7	1.1	1. 7	2. 1
	(施策展開において) 〇 防犯灯等の防犯設備の設置、維持管理を行います。 〇 警察、関係機関との連携による防犯活動を展開します。 〇 市民への防犯情報の提供等に努めます。 (協働の視点) 〇 市民の防犯意識向上のための啓発活動等を実施します。							主防災糸を支援し		自助・	O 防災 強们 O 他都	とを図り 8市や民	整備を進	∶の防災	協定に	〇 国 等 <i>t</i>	いらの意	の情報、 見や要望 実施を図	星を反映	とし、計
行動の指針	市民・地域	○ 一人ひとりが「自分の身は自分で守る」という防犯意識を持ちます。 ○ 家庭や地域でルールやモラルを再確認し、規範意識を高めます。 ○ 町内会、学区等で地域防犯活動の実施や参加・協力をするとともに町内会で防犯灯など防犯設備の設置に取り組みます。				家庭での防災対策を進めます。				○ 消防団への入団や、協力を通じて地域防災力を高めます。○ 防災訓練や防災体制を構築し、災害に強いまちづくりを進めます。				(浚海・草刈り等) に自主的に取						
	事業者等	(商業者等) ○ 店舗等にお取組や防犯。す。 ○ 社会貢献と協力します。	用品の類	販売等を	行いま					○ 防災協定等により災害発生時における市との協力体制(物的・人的・技術的支援)を構築します。○ 消防団活動への積極的な参加に努めます。					〇 一級河川の早期整備に努めます。					

この分野の主要な事業

基本方針	施策	主要事業	
		名称	担当課
犯罪のない まちづくり	① 自主防犯活動の展開	防犯対策事業	危機管理課
	② 防犯設備の維持・整備	防犯灯維持管理事業	危機管理課
自助・共助によ る防災対策の 充実	① 自主防災体制の確立と 市民意識の高揚	自主防災組織育成事業	危機管理課
災害に強いま ちづくり	① 消防体制・基盤の充実	湖南広域行政組合負担金事務(消防費)	危機管理課
		消防団活動事業	危機管理課
	② 地域防災体制・基盤の 強化	防災対策事業	危機管理課
		大雨警報警戒体制事業	河川課
		水防訓練事業	河川課
治水対策の推 進	① 河川・排水路の整備	河川改修事業	河川課
		河川維持補修事業	河川課
	② 公共下水道雨水幹線の 整備	雨水幹線整備事業	河川課
		雨水幹線維持管理事業	河川課

この分野に関連するロードマップ事業

関連する基本方針		ロードマップ事業名
犯罪のないまちづくり		犯罪発生件数の削減
自助・共助による防災対策の充実		地震対策
		自助・共助の取り組み
災害に強いまちづくり		地震対策
治水対策の推進		草津川上流部等の平地河川化等の整備促進
		水害対策

うるおい・景観

施 策 現況と課題 基本方針 にぎわいが創出され、人と自然が触れ合い、うるおいがもたら ○ 本市のまちの構造に「緑のみち」として位置付けて 草津川跡地の空間整備 される空間づくりに取り組んでいくために、草津川跡地を、市 いる草津川跡地において、未利用地の整備を計画的 ① 草津川跡地の整備 草津川跡地を市民の憩いの場や活動の場等と 民の憩いの場や、多様な市民活動の場、また、多くの人が関わ に進めています。 して活用できるよう、多様な市民ニーズを踏ま る魅力的な空間、災害時の防災空間となるよう整備を進めます。 えた空間整備を図ります。 ● 草津川跡地の未整備区間について、市民ニーズの多 様性を踏まえ、より有効な空間活用ができるよう計 画し、事業化していく必要があります。 ・ 緑の基本計画に基づき、緑化重点地区内の都市公園の整備を進 ① 公園・緑地の整備 めるとともに、子どもの居場所の適切な整備を行います。 ○ 市域の広範囲で開発事業による宅地化が進んでいま ガーデンシティの推進 すが、市民がやすらぎと憩いを得られる場所が不足 ・ 公園に対するニーズの多様化に対応できるよう、市民参加によ 公園・緑地の安全性・快適性の向上を図ると ② 公園・緑地の活用 しています。 る公園の再整備や公園施設の計画的な改修、更新を行います。 ともに、草津川跡地を拠点としてガーデンシテ ィ※の実現を目指します。 ● 子どもから高齢者まであらゆる世代の利用目的に応 じた公園の整備が求められるとともに、施設の老朽 化への対応の必要があります。 • 住宅等の緑化や市民参加の公共空間緑化の促進により、ガーデ ③ まちなみ緑化の推進 ンシティとしての風情を構築していくとともに、緑化フェア等 を通じたまちなみ緑化の普及啓発を行います。

- O 良好な景観は、各地域の歴史文化や風土、人々の営みとの関わりの中で、長い時間をかけて形づくられてきた、かけがえのない市民共通の資産です。
- 市内各地の特性に応じた、良好な景観の保全と活用 や、新たな景観の創出に取り組み、次代を担う子ど もたちに良好な景観を引き継いでいく必要があります。

良好な景観の保全と創出

自然景観および歴史景観の保全と活用や、質の高い都市景観の創出に取り組むとともに、市 民や事業者とともに、地域性豊かな景観まちづくりを推進します。

※ガーデンシティ:一般的にいう田園都市づくりではなく、草津川跡地をはじめとする公共空間での市民協働によるガーデニング等の取組のこと。

■この分野の計画

草津市都市計画マスタープラン(平成18年度~/都市計画課)

第2次草津市緑の基本計画 (平成22年度~平成32年度/公園緑地課)

草津市公園施設長寿命化計画 (平成 27 年度~平成 36 年度/公園緑地課)

草津市景観計画(平成24年度~/都市計画課)

草津川跡地利用基本構想(平成23年度~/草津川跡地整備課)

草津川跡地利用基本計画(平成24年度~/草津川跡地整備課)

① 自然的・歴史的景観の 保全と活用、都市景観 の形成 ・ ふるさと草津の心を育むよう、琵琶湖岸の自然景観や旧街道のまちなみの保全・活用、また心地よさを感じる都市景観の創出を図るため、景観形成重点地区※の活用等を推進します。

※景観形成重点地区:重点的に良好な景観の保全・活用や新たな都市景観の創出を図るべき地区のこと。

		草津川跡地の空	空間整備	7.	ゴーデン	ノシティ	(の推	進			子な景観 全と創	_	
達成目標		草津川跡地の活用 空間整備が進ん			************************************					注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注:注			
	指標	整備進捗 ³ (整備面積/計画i H. 27 H. 29 H. 30 21.0 40.0 40.0	32 H. 27 0 79. 1					市内および居住地周辺の景観に好感が 持てると感じる市民の割合(%) H. 27 H. 29 H. 30 H. 31 H. 32 32. 3 33. 0 34. 0 35. 0 36. 0					
行動の	行政	(協働の視点) (協働の根点) (協働の表との協働に 川跡地を計画的 す。	(施・公再るまは協市 緑	策展開に ・園・設 ・放園・設 ・対 ・対 ・対 ・対 ・対 ・対 ・対 ・対 ・対 ・対 ・対 ・対 ・対	おいて地の活見、市民・緑地の動物を) 用のあり ニーズ(整備を打	リカを に応え 推進し 園・	(施地地) (協働を	展開になった。の視点の現形の重要を表現である。	おいて) 応じた	景観づ 等の制 の主体	くりを 度活用	
指針	市民·地域	○ 利用者の立場で 整備に参加しま [・]	加〇公	○ 利用者の立場で公園整備に参加します。○ 公園の維持管理に対して積極的に役割を果たします。				て、	地域に	見づくり こ応じた みます	景観づ	_	
	(企業・大学等) 事 (企業・大学等) 事 (京本) では、大学等) 事 (では、大学等) 事 (では、大学等) 事 では、大学等) では、大学等。 では、大学等。 では、大学等。 では、大学をは、大学をでは、大学をでは、大学をは、大学をは、大学を				(企業・大学等) 〇 公園整備、管理のあり方につ いて研究、実践を行います。			を	与えるこ 観づく	が地域 ことを認 りへの〕	識し、	地域の	

この分野の主要な事業

甘士士和	施策	主要事業				
基本方針	加 束	名称	担当課			
草津川跡地の 空間整備	① 草津川跡地の整備	草津川跡地整備事業	草津川跡地 整備課			
	① 公園・緑地の整備	野路公園整備事業	公園緑地課			
	公園・緑地の豊浦	野村公園整備事業	公園緑地課			
		公園緑地課				
	② 公園・緑地の活用	児童公園等維持管理事業				
ガーデンシテ ィの推進		弾正公園運営費	公園緑地課			
1 07推進		みずの森管理運営事業	公園緑地課			
		草津川跡地公園運営事業	草津川跡地 整備課			
	 ③ まちなみ緑化の推進	ガーデニング推進事業	公園緑地課			
	③ よりなが祕化の推進	緑化推進事業	公園緑地課			
良好な景観の	① 自然的・歴史的景観の	景観を生かしたまちづくり推進事業	都市計画課			
保全と創出	│ 保全と活用、都市景観 │ の形成	屋外広告物管理事務	都市計画課			

関連する基本方針	番号	ロードマップ事業名
	36	草津川跡地整備(市街地、周辺部の活性化)
	40	草津川跡地の整備の具体化
草津川跡地の空間整備	65	草津川跡地の災害時の活用推進
	69	花と緑の拠点(草津川跡地等)整備
ガーデンシティの推進	68	「ガーデンシティくさつ」の取り組み
カーテンジティの推進 	70	都市公園の整備
良好な景観の保全と創出	37	景観まちづくり
及灯は泉観の体土と創田	43	ふるさと草津の心を育む景観づくり

環境

現況と課題

- 生態系に配慮した環境保全と環境負荷低減のため、 事業所等への指導・啓発や環境汚染等の調査を継続 して公害規制基準の順守と公害リスクの管理を行っ ています。
- 自然環境の保全と住環境充実のために環境に配慮し た取組が求められている中、住工混在地域での騒音、 振動、悪臭等、生活に身近な環境公害への対策が求 められています。
- 草津市地球冷やしたいプロジェクト※に基づく諸施 策等、低炭素社会※への転換に向けた取組を推進し ています。
- 市民・団体・事業者とともに、さらなる省エネルギ 一、新エネルギー利用等を進める必要があります。
- 〇 リサイクルフェア等のイベント等を通じ、ごみの減 量・資源化の推進や環境美化の推進を図るとともに、 廃棄物の適正処理を行っています。
- 資源の有効活用について啓発等を積極的に行い、資 源化をさらに推進していく必要があります。
- ※草津市地球冷やしたいプロジェクト:地域の温室効果ガスの排出削減等、環境への取組を行う各主体が、一体となっ て低炭素社会を実現するための行動指針「草津市地球温暖化対策実行計画」のこと。
- ※低炭素社会:二酸化炭素の最終的な排出が少ない産業・生活システムによる社会のこと。

基本方針

良好な環境の保全と創出

自然環境にふれあう機会の充実と、事業所等 への適切な指導により環境汚染・公害の防止に 努め、自然との共生を進めます。

低炭素社会への転換

様々な主体が参画するプラットフォーム(基 盤組織)「草津市地球冷やしたい推進協議会」の 活動、また、省エネルギーと新エネルギー利用 等の促進を図る等、低炭素社会への転換に向け た取組を推進します。

資源循環型社会の構築

新クリーンセンターを拠点として、廃棄物の 発生抑制・再使用・資源化の推進、適正処理等、 資源循環型社会の構築に向けた取組を進めま

策

① 自然環境の保全

施

良好な環境を次世代に引き継ぐため、身近な自然に興味や関心を 持っていただくための「いきもの調査」や良好な自然を維持して いる地域を保全する取組等を市民・団体・事業所等とともに進め ます。

要

② 環境学習の拡充

環境学習等に関わる様々な情報の提供や発信、環境学習に取り組 む人・団体等の活動支援を図りながら、市民・事業者・行政等の 連携を拡充し、市全体のエコミュージアム※の取組を推進しま

③ 環境汚染、環境負荷対 策の促進

河川の水質等に係る環境調査を継続的に実施するとともに、環境 負荷の低減のため事業所等の適切な指導に努めます。

① 様々な主体が参画する プラットフォームの拡 充

・ 様々な主体が参画するプラットフォーム(基盤組織)である「草 津市地球冷やしたい推進協議会」の会員数の増加によるネットワ 一クの拡充を図り、低炭素社会への転換に向けた取組を推進しま

② 省エネルギー・新エネ ルギー利用等の推進

イベントや助成制度等を通じ、省エネ・省CO2の推進、新エネ ルギー利用等の普及啓発を図り、環境に配慮したまちづくり(ス マートエコシティ)に寄与していきます。

① 廃棄物の発生抑制・再 使用・資源化の推進

廃棄物の発生抑制と再使用による廃棄物発生量削減の取組と、資 源化による処分量削減の取組を推進します。

② 廃棄物の適正処理

適正な収集体制の堅持と新クリーンセンターの整備によって、引 き続きごみを適正に処理します。また、同センターを資源循環型 社会づくりの拠点として、施設見学者の受け入れや市民活動の積 極的な展開を図ります。

③ 環境美化の推進

・ ごみの不法投棄防止のため、定期的なパトロール等を実施するほ か、市民・事業者・行政等が協力し、環境美化に努めます。

■この分野の計画

第2次草津市環境基本計画(改訂版)(平成28年度~平成32年度/環境課) 草津市地球冷やしたいプロジェクト (平成 29 年度~平成 32 年度/環境課)

草津市一般廃棄物 (ごみ) 処理基本計画(改訂版)(平成28年度~平成33年度/ごみ減量推進課) 草津市立クリーンセンター施設整備基本計画(平成24年度策定/廃棄物処理施設建設室)

草津市循環型社会形成推進地域計画(第2期)(平成28年度~平成33年度/廃棄物処理施設建設室)

- ※エコミュージアム:地域の自然的・文化的環境を、市民参加のもとで研究・保存・活用していくという考え方で、地域の持 続的発展に結びつく実践活動のこと。
- ※新エネルギー:太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、太陽熱利用、雪氷熱利用、地中熱利用等、技術的に実用化段階に 達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために特に必要なも ののこと。

		E	良好な環	環境の保:	全と創出	H		低炭素	社会へ	の転換			資源循語	環型社会	会の構築	
迈		環境基準が常に達成されている!					低炭素社会づくりに取り組む市民・事 業者等の活動が活発である!					分別の徹底等により、 資源化量が増える!				
	指	環境管		(BOD)]数/測》		成状況	拊	草津市:	地球冷や 会の会員)		ごみの	資源化≅	区 (%)	
	指標	H. 27 24/24	H. 29 24/24	H. 30 24/24	H. 31 24/24	H. 32 24/24	H. 27	H. 29 74	H. 30 76	H. 31 78	H. 32 80	H. 27 19. 1	H. 29 21. 8	H. 30 22. 3	H. 31 22. 8	H. 32 23. 4
	行政	(〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	展内環	に 環境の が が 対策に が が が が が が が が が が れ が の が が の が の が の	況を把握 の強定 に変 に変 に変 に変	と は 情環な る機 は は は は は もま 提管査 市を	(施策 はない	 展開にま 民、事業 かるため 且みづく	(A)	自主的な アクショ が啓発を するプラ	取組を ン等の 行いま	(〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	 展なン棄保のト視量のまで、のがは実に集一のま法一)。 おしまでは、またでは、またでは、またでは、またでは、またでは、またでは、またでは、ま	い	_ E 持ったま でい 動動 抑制 かい 動動 抑制 かい かんしゅん かい かんしゅん かい かんしゅん かんしゅん かんしゅん かんしゅん かんしゅん かんしゅん かんしゅん かんしゅん かんしゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう かんしゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう	ク引安 定 的種 回一続的 的 取業 活
が 指針	市民・地域	す。					○ 低炭素社会への転換を図るため、 身近なことから取組を進めます。				○ ごみの減量・資源化活動に取り組むとともに、各種啓発事業にも積極的に参加します。 ○ ごみの出し方のルールを守り、分別の徹底に協力します。 ○ 不法投棄をはじめ、散在性ごみの発生抑制や回収活動を行い、地域の環境美化に取り組みます。					
	事業者等	や地 取り 〇 自り ます	也域と連 リ組みま ら率先し け。	携したネ	せ会貢献 対策に取	活動にり組み	を‡	推進しま	す。		ネ利用	の取 に協 〇 資源 的遺 化を	双組や市」 協力しま ⁻ 原循環型 賃任を認 を実践し	民・地域 す。 社会を打 戦し、ご ます。	等に関すの活動に	積極的 と社会 遣・資源

※BOD:生物化学的酸素要求量。水質指標のひとつ。水中の有機物等の量を、その酸化分解に微生物が必要とする酸素の量で表したもののこと。

この分野の主要な事業

基本方針	施策	主要事業				
坐 个刀叫	池朵	名称	担当課			
	① 自然環境の保全	自然環境保全啓発推進事業	環境課			
良好な環境の	② 環境学習の拡充	環境学習推進事業	環境課			
保全と創出	③ 環境汚染、環境負荷対策	環境調査事業	環境課			
	の促進	事業所等指導事業	環境課			
	① 様々な主体が参画するプラットフォームの拡充	地域協議会運営事業	環境課			
低炭素社会への 転換	② 省エネルギー・新エネル	広報啓発活動事業	環境課			
	ギー利用等の推進 	エネルギー対策事業	環境課			
	① 廃棄物の発生抑制・再使 用・資源化の推進	ごみ問題を考える草津市民会議活動 補助事業	ごみ減量推進課			
	用。貝伽化の推進	資源ごみ収集運搬事業	ごみ減量推進課			
資源循環型社会		ごみ収集運搬事業	ごみ減量推進課			
の構築	 ② 廃棄物の適正処理	焼却ごみ処理事業	クリーンセンター			
		廃棄物処理施設整備事業	廃棄物処理施設建 設室			
	③ 環境美化の推進	不法投棄対策事業	ごみ減量推進課			

この分野に関連するロードマップ事業

関連する基本方針	番号	ロードマップ事業名
良好な環境の保全と創出	71	未来の環境を守る取り組み
低炭素社会への転換	72	スマートエコシティの推進
仏灰糸位云への転換	73	市民参加型の省エネルギー対策
資源循環型社会の構築	74	循環型社会の構築
貝原循環空社会の構業	75	ごみ焼却エネルギーの有効活用

39

住宅•住生活

現況と課題

- 全国的に人口減少が進んでいますが、本市では、計 画的な市街地整備の進展等によって、居住人口が増 加しています。
- 将来の人口減少を見据えた都市基盤の整備と、"まちなか"の魅力ある都市環境の形成により、市全体としての居住魅力の維持・向上を図っていく必要があります。

基本方針

"まちなか"の魅力向上

コンパクトシティとしての本市が、全体として居住魅力を高めていけるよう、JR駅周辺地区を核として広がる"まちなか"について、その整備を進めます。

- 〇 昭和 40 年代から本格化した住宅開発は、大学の誘致 や JR 駅周辺の開発を中心とする"まちなか"整備の 進展のもとでさらに進んでいます。
- 既成市街地の良好な住宅・住環境を守り、市街地整備・住宅開発誘導を進めていくとともに、人口減少地域への対策を進めていく必要があります。

住まいと住生活の魅力向上

住まいと住生活の安心や魅力を守り、高めるため、地域特性に応じた建物・土地利用の適切な誘導を図ります。

■この分野の計画

草津市中心市街地活性化基本計画(平成 25 年度~平成 30 年度/まちなか再生課) 草津市既存建築物耐震改修促進計画第 2 期(平成 28 年度~平成 37 年度/建築課) 草津市住宅マスタープラン(平成 24 年度~平成 33 年度/住宅課) 草津市市営住宅長寿命化計画(平成 24 年度~平成 33 年度/住宅課)

草津市都市計画マスタープラン (平成 18 年度~平成 32 年度/都市計画課)

草津駅東地域市街地総合再生計画(平成 10 年度~/都市計画課)

草津市空家等対策計画(平成29年度~平成33年度/建築課)

概要

① 市街地の整備

・ "うるおい"ある市街地の整備と低未利用地等の活用、公共公益機能、都市福利機能、商業機能等のよりいっそうの集積を進めて、 歩いて暮らせるまちづくりを進めます。

① 良質な住宅資産の形成

・ 秩序ある住宅開発の誘導や諸制度を活用した快適な住生活づく り等、市民・民間事業者と連携のもとで市域の住宅資産の質の向 上を図ります。

② 空き家等の対策の推進

・ 空き家の適切な管理によって市民の生命・身体・財産を保護し、 また、防災・衛生・景観等の市民の生活環境を保全するとともに、 空き家をまちづくりの資源と捉えて、その有効活用を図ります。

③ 土地利用の適切な誘導

・ 都市機能の再構築と密集市街地の改善など市街地の整備を進めるとともに、土地の高度利用を含め、適切な土地利用の誘導を図ります。

④ 地域特性を活かした郊 外部の整備

· 郊外部における地域の産業・資源を活かして、新たな交流の創出 や生活機能の確保等、さらなる活性化を図ります。

			"まちな	:か"の	魅力向上	=	住まいと住生活の 魅力向上				
道 成 巨 標	室 支 言 票				*						
		"まちなか"に人がつどい、 ゆっくり楽しんでいる!					厄	なじる、鬼	表力と安心	り続けたい ひがある	!
	指	まちなか"に魅力があると感じる市民の 割合(%)					良好な居住環境が形成されている と感じる市民の割合(%)				
	標	H. 27		H. 30	H. 31	H. 32	H. 27 68. 1	H. 29 72. 0	H. 30 74, 0	H. 31 76. 0	H. 32 78. 0
行動の	行政	27.2 30.0 31.0 32.0 33.0 (施策展開において)					(施ゆしうの 協市等 (協働の民)	展開 は は は は は は は は は は は は は	いて) おいがあ スタイル に区図りま で暮らせ 報の発信	り、環境で を実物・± ます。 まるように まるよめま	きに配慮を きるよう 上地利用 こ、住居 です。
指針	市民·地域		きちなか" って、考え			主役と	○ 地域の特性に応じた、ゆとりとうるおいのある良質な住宅・住環境をつくり、守り、育てます。				
	事業者等	民·	街等) き者間の 地域と- 別ります。	−体とな			〇 市街		住宅開発	者等) 終において 環境へ <i>の</i>	

この分野の主要な事業

基本方針	施策	主要事業					
基本方面	心 束	名称	担当課				
		市街地街づくり推進事業	都市計画課				
"まちなか"の 魅力向上	① 市街地の整備	中心市街地活性化推進事業(土木費)	まちなか再生課				
		(仮称)市民総合交流センター整備事業	拠 点 施 設 整備室				
	① 良質な住宅資産の形成	建築物等確認事務	建築課				
	② 空き家等の対策の推進	空き家対策事業	建築課				
住まいと住生 活の魅力向上	② 土地利田の海辺な話道	開発審査事務	開発調整課				
	③ 土地利用の適切な誘導	土地取引届出勧告事務	都市計画課				
	④ 地域特性を活かした郊 外部の整備	特定構想検討事業	企画調整課				

関連する基本方針	番号	ロードマップ事業名
"まちなか"の魅力向上	35	中心市街地活性化基本計画の推進
住まいと住生活の魅力向上	31	コンパクトシティ・プラス・ネットワークのまちづくり ※
	33	空き家対策などの住宅政策

[※]コンパクトシティ・プラス・ネットワーク:地域の活性化とともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、安心して暮らせるよう、都市全体の構造を見渡しながら、生活機能に関連する施設と、それと連携した地域公共交通ネットワークの再編を行うまちづくりのこと。

上下水道

現況と課題

- 〇 本市の水道は昭和39年から一部給水を開始し、人口 急増に対応しながら拡張事業を着実に進め、概ね 100%の普及率となっています。
- 老朽化が進む初期に整備した水道管や浄水場など上水道施設の更新・耐震化を推進し、適切な維持管理を行うことが最大の課題となっています。
- 快適な暮らしを実現し、琵琶湖を取り巻く水環境を 守るために、市民・事業者等が全て下水道に接続し、 適正に管理するよう取り組んでいます。
- 未整備地域があとわずかとなった今、下水道施設の 普及促進と老朽化した施設の更新・耐震化や機能強 化等の適切な維持管理が求められています。

基本方針

水の安定供給

水の安定供給のため、上水道施設の整備更新・耐震化と適切な維持管理を行うとともに、 健全な事業経営を行います。

下水道の安定基盤づくり

下水道の安定基盤づくりのため、下水道施設 の整備更新・耐震化と適切な維持管理を行うと ともに、健全な事業経営を行います。

■この分野の計画

草津市水道ビジョン(平成23年度~平成33年度/上下水道総務課)

草津市水道事業経営計画(平成23年度~平成33年度/上下水道総務課)

水道水質検査計画(北山田浄水場・ロクハ浄水場)

草津市下水道事業第8期経営計画(平成29年度~平成33年度/上下水道総務課)

草津市水安全計画(平成27年度策定/北山田浄水場・ロクハ浄水場)

草津市管路整備更新計画 (平成 24 年度~平成 33 年度/上下水道施設課)

草津市公共下水道長寿命化計画(平成25年度~平成29年度/上下水道施設課)

草津市公共下水道総合地震対策計画(平成 25 年度~平成 29 年度/上下水道施設課)

草津市下水道施設管理計画(平成 27 年度策定/上下水道施設課)

草津市下水道業務継続計画(平成27年度策定/上下水道施設課)

① 上水道施設の整備更新と耐震化を進めるとともに、適切な維持管理を行います。 ② 上水道事業の健全経営・経営の効率化を図るとともに、適正な料金設定とし、健全な事業経営を行います。 ① 下水道施設の整備更新・下水道施設の計画的な整備更新と耐震化を進めるとともに、適切な維持管理を行います。また、効率的な維持管理のため農業集落排水施設の公共下水道への接続に向けた整備を進めます。 ② 下水道事業の健全経営・経営の効率化を図るとともに、適正な料金設定とし、健全な事業経営を行います。。

要

策

			水	の安定供	給		-	下水道の	安定基	盤づくり	J	
道 成 巨 標	差以到票				ストで安全 用できる	快適な生活環境を維持するため、下水道がいつでも使用できる!						
	指標	水の安5 H. 27		対して不満 の割合 H. 30	<mark></mark>	不満る H. 27		箇正処理(いない市 │ H.30	こ対して 民の割合 H. 31	(%) H. 32		
	1示	87. 2	88. 0	88. 0	89. 0	H. 32 89. 0	84. 0	85. 0	85. 0	86. 0	86. 0	
	行政	O 上水 的に 行い O 水道	進めると。 ます。 事業の持続 経営に努	整備や更 ともに、 続的な運	新、耐震(適切な維 営に向け ⁻ 基盤の強(寺管理をて、効率	〇 下水 を計 特管 〇 効率 を図	画的に近 理を行い (道事業の	D整備やで 生めるとで います。 D持続的 営に努め、	牧築更新、 ともに、遊 な運営に 経営基盤	動切な維 :向けて	
行動の指針		(協働の視点) 〇 水源の保全やエコライフ等につながる情報提供等に努めます。						○ 下水道の正しい使い方を啓発し、未接続の建物については、接続を促します。				
<u>計</u>	市民・地域	切に	である琵琶 する生活! 装置を適 ^り	こ努めま		水を大	○ 下水処理に負荷をかけないように、油 や固形物等を下水道に流さないよう にします。 ○ 宅内の排水設備を定期的に清掃しま す。					
	事業者等	水源			を行うと。 〈質を守っ		〇 工場等の排水設備を適正に維持管理					

この分野の主要な事業

基本方針	施策	主要事業					
本 本力到	ル東	名称	担当課				
		配水管更新事業	上下水道施設課				
	① 上水道施設の整備更 新・耐震化と維持管理	净水場施設整備事業	北山田浄水場 ロクハ浄水場				
水の安定供給		給配水管修繕事業	上下水道施設課				
		浄水場維持管理事業	北山田浄水場 ロクハ浄水場				
	② 上水道事業の健全経営	水道企画経理事務	上下水道総務課				
		公共下水道整備事業	上下水道施設課				
下水道の安定	① 下水道施設の整備更 新・耐震化と維持管理	公共下水道管渠維持管理事業	上下水道施設課 給排水課				
基盤づくり		農業集落排水施設維持管理事業	上下水道施設課				
	② 下水道事業の健全経営	下水道経営事務	上下水道総務課				

関連する基本方針	番号	ロードマップ事業名
水の安定供給	62	地震対策
下水道の安定基盤づくり	62	地震対策

道路•交通

現況と課題

- 主要幹線道路で交通渋滞が慢性化し、生活道路で交通量が増加しているほか、橋梁等の道路施設の経年 劣化が進んでいます。
- 主要幹線道路の計画的な整備と生活道路での交通安全対策、また、計画的な点検・修繕による道路施設の予防保全的な維持管理等が求められています。
- O 自動車依存の高まりから、慢性的な道路渋滞が発生 し、公共交通の利便性の低下とそれに伴う利用者の 減少が懸念されます。
- 公共交通空白地・不便地の解消や交通弱者等の生活 交通手段の確保等が求められています。
- 〇 "まちなか"の整備が進んでいますが、公共公益的 施設等の間の移動経路と施設自体のバリアフリー化 が十分に進んでいません。
- "まちなか"を誰もが自由に行き来でき、諸施設を 利用できるよう整備し、都市の便益を誰もが享受で きるようにしていくことが求められています。

基本方針

安全・安心な道路の整備

広域主要幹線道路から生活道路、歩道・自転車道まで、円滑な移動のための整備を計画的に 進めるとともに、道路施設の適切な維持管理に 努めます。

公共交通ネットワークの構築

公共交通空白地・不便地の解消を図るとともに、持続可能な公共交通ネットワークを構築し、公共交通機関による市内移動の利便性向上を図ります。

バリアのないまちづくり

「草津市バリアフリー基本構想」における駅 周辺の重点整備地区内での事業を推進するとと もに、公共公益的施設等の機能の向上を図りま す。

■この分野の計画

第 10 次草津市交通安全計画(平成 28 年度~平成 32 年度/交通政策課) 草津市自転車安全安心利用促進計画(平成 28 年度~平成 37 年度/交通政策課) 草津市都市計画マスタープラン(平成 18 年度~平成 32 年度/都市計画課) 草津市通学路交通安全対策実施プログラム(平成 26 年度~/スポーツ保健課) 草津市公共施設等総合管理計画(平成 28 年度~平成 47 年度/経営改革室) 草津市バリアフリー基本構想(平成 22 年度~/交通政策課)

草津市橋梁長寿命化修繕計画(平成25年度~/道路課)

県の「道路整備アクションプログラム」に位置付けられた路線 ① 広域主要幹線道路等の や都市計画道路平野南笠線整備の早期着手を要望していきま 整備促進 南北の幹線道路である都市計画道路大江霊仙寺線の整備に努め ② 幹線道路の整備 ます。 • 市民生活に身近な、地域間および地域内の市道等の整備に努め ③ 生活道路の整備 ます。 歩行者や自転車利用者が安全かつ快適に移動できるよう、歩道 ④ 歩道・自転車道等の整備 や自転車道等の整備に努めます。 日常的な維持補修や道路パトロールによって道路を維持管理す ⑤ 道路施設の長寿命化と るとともに、橋梁等の道路施設については、修繕計画に基づいた 維持管理 点検・修繕を行います。 異なる交通機関・手段の円滑な連絡や公共交通の利用環境の整備 ① 公共交通ネットワーク を行い、市民(地域)・事業者・行政の協働と連携強化によって、 の充実 地域の特性に応じた公共交通ネットワークの充実を図ります。 JR草津駅、南草津駅を中心とする重点整備地区内でのバリアフ ① まちのバリアフリー リー化を促進し、市内の公共公益的施設等へ安全に安心して移動 化の促進

できる環境を整備します。

概要

施策

			安全・安心な道路の整備					公共交通ネットワークの構築					バリアのない まちづくり			
通用	差长人司票	安全・安心な道路空間がある!					公共交通機関が便利で市内の移動がしやすい!					車いすで"まちなか"を自由に移動できる!				
	指標	道路空間の安全性に満足している市民 の割合(%)			公共交通機関の利便性に満足している 市民の割合(%)				まちに障壁 (バリア) が少ないと思う市民 の割合 (%)							
	標	H. 27 20. 5	H. 29 21. 0	H. 30 22. 0	H. 31 23. 0	H. 32 24. 0	H. 27 41. 1	H. 29 42. 0	H. 30 43. 0	H. 31 44. 0	H. 32 45. 0	H. 27 28. 3	H. 29 29. 0	H. 30 30. 0	H. 31 31. 0	H. 32 32. 0
行動の指針	行政市民·地域	20.5 21.0 22.0 23.0 24.0 (施策展開において) 〇 安全・安心に利用できる道路空間の構築を推進します。 ○ 環境や景観に配慮した道路整備を推進します。 (協働の視点) 〇 市民の意見等を反映できる場を提供できるよう努めます。 ○ 道路清掃や草刈、駐車駐輪モラルの向上等、道路を守り大切に使うための市民活動の展開を図ります。 ○ 市民や地域の意見や要望を集約し、「地域の道づくり」について提案します。					 41.1 42.0 43.0 44.0 45.0 (施策展開において) ○ 官民が一体となり、連携した交通ネットワークを構築するため「地域公共交通網形成計画」を策定します。 (協働の視点) ○ 地域公共交通の在り方を考える場の提供に努めます。 ○ 公共交通サービスを積極的に利用します。 				(施策は できない できない できない できない できない できない かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい か	て重点整等の円滑		-基本構想の施設やします。	見」に基 PA PA PA PA PA PA PA PA PA PA PA PA PA	
	事業者等	〇 産官 安全 の整	で快適な	こより、 な利便性 寺管理等	人にやさ の高い道 に向けた	路空間	(企業等) 〇 官民や事業者間等の連携を強化し、 公共交通機関の維持、活性化に努め ます。			〇 高齢		君等が、 環境整備				

この分野の主要な事業

基本方針	施策	主要事業	
本 本力可		名称	担当課
	① 広域主要幹線道路等の 整備促進	国・県道路整備対策事業	都市計画課
	② 幹線道路の整備	大江霊仙寺線整備事業	道路課
安全・安心な道	③ 生活道路の整備	道路新設改良事業	道路課
路の整備	④ 歩道・自転車道等の整	歩道整備事業	道路課
	備	交通安全施設整備事業	道路課
	⑤ 道路施設の長寿命化と	道路パトロール事業	道路課
	維持管理	道路維持補修事業	道路課
公共交通ネッ トワークの構 築	① 公共交通ネットワーク の充実	公共交通対策事業	交通政策課
バリアのない まちづくり	① まちのバリアフリー化 の促進	駅周辺バリアフリー化事業	道路課

関連する基本方針	番号	ロードマップ事業名
	38	都市計画道路網整備の推進
安全・安心な道路の整備	39	国道1号線バイパス(山手幹線)の国・県での整備促進
	66	交通事故発生件数の削減
公共交通ネットワークの構築	31	コンパクトシティ・プラス・ネットワークのまちづくり
公共文通イットラークの構業	72	スマートエコシティの推進
バリアのないまちづくり	42	ユニバーサルデザインの推進

農林水産

現況と課題

- 食と農への消費者の関心が高まる一方で、農業者の 高齢化等により、農村活力の低下と本市農業の担い 手不足がいっそう深刻化してきています。
- 業として成り立つ農業経営の確立と活力ある農業人 材の確保、また、食育と連携した地産地消の仕組み づくりが求められています。
- 琵琶湖の水質汚濁や湖岸堤整備、侵略的外来魚の定 着等を要因に漁獲量は年々減少し、水産業者も高齢 化や後継者不足が著しく進んでいます。
- 漁場環境の保全・確保と栽培漁業への転換、また、 観光漁業など経営の多角的展開を進めて、水産業基 盤の確立と後継者確保を図る必要があります。

基本方針

農業の振興

持続的・安定的な農業経営の確立を図るとと もに、関係機関とネットワークを強化し、市民 生活にうるおいをもたらす「農」のあるまちづ くりを進めます。

水産業の振興

水産業の経営の多角化・安定化を図るととも に、漁場環境の保全と漁業資源の安定確保に努 めます。

施 策

- ① 持続的・安定的な農業 経営の確立
- 新しい技術や生産方式の導入を進めつつ、生産・流通の改善を図 り、安定した農業経営の確立を図ります。また、草津ブランドの 促進や6次産業化※等、農業の持続的な発展を図ります。
- ② 農地の保全と 農業的土地利用の増進
- ・ 未整備地域の整備や農地の保全による優良農地の確保と併せ、担 い手への農地集積など農業的土地利用の増進を図ります。また、 営農環境の整備のため草津用水二期事業等を促進します。
- ③ 市民ニーズに応える地 産地消の推進
- ・ 食育と連携した地産地消の流通システムを構築し、農業の多面的 機能への市民理解や地元農産物への信頼向上等、生産者と消費者 の結びつきを強めます。
- ④ 「農」のあるまちづく
- ・ 環境に配慮した市民生活にうるおいをもたらす農業・農村環境の 保全を図るとともに、市民が「農」とふれあう機会の場を創出し
- ① 水産業の経営の安定化
- 高付加価値の加工製品の拡大等により、水産業の経営の多角化・ 安定化を促進するとともに、地元水産物の消費拡大を図ります。
- ② 漁場環境の保全と漁業 資源の確保
- 天然の産卵繁殖場など漁場環境の保全に努めるとともに、漁業資 源の安定を確保するため"獲る漁業"から"つくり育てる漁業" への転換を進めます。

※6次産業化:農林水産の従事者(1次産業)が、製造・加工(2次産業)、流通・販売(3次産業)までを手がけ、 所得増や地域活性化を目指す取組のこと。

■この分野の計画

草津市農業振興地域整備計画(農林水産課)

草津市農業振興計画(改訂版)(平成28年度~平成32年度/農林水産課)

	農業の振興	水産業の振興			
達成目標	地産地消地元農産物を求める市民が増える!	琵琶湖固有の魚が増え、 その魚を買う人が増える!			
指標	地元の農産物を購入するよう 心掛けている市民の割合(%)	地元の水産物を購入するよう 心掛けている市民の割合(%)			
	H. 27 H. 29 H. 30 H. 31 H. 32 50. 6 67. 0 68. 0 69. 0 70. 0	H. 27 H. 29 H. 30 H. 31 H. 32 28. 0 30. 0 31. 0 32. 0 33. 0			
行政	 (施策展開において) ○ 持続的・安定的な経営が確立できるよう、指導・助言を行います。 ○ 草津産農産物についての積極的な情報発信を行います。 (協働の視点) ○ 市民にわかりやすい、地産地消の生産・流通システムの構築を図ります。 	(施策展開において) ○ 付加価値の高い新たな加工品開発のための助言を行います。 ○ 草津の漁業についての積極的な情報発信を行います。 (協働の視点) ○ "獲る漁業"から"つくり育てる漁業"への転換のための技術指導等を行い			
市民·地域	○ 草津で生産された農産物を、積極的に 購入します。 ○ 農業・農地が、地域の環境保全等、多 面的な機能を有していることへの理 解を深めます。	ます。 〇 草津で生産された水産物を、積極的に 購入します。			
事業者等	(農業従事者等)○ 農産物の多品種・多品目の安定供給を図ります。○ 地産地消の流通システムをつくります。○ 草津産農産物についての積極的な情報発信を行います。	(漁業従事者等) 〇 安定した漁獲・生産量の確保を図ります。			

この分野の主要な事業

基本方針	施策	主要事業					
本 平刀町	旭朵	名称	担当課				
	│ │① 持続的・安定的な農業	水田営農推進事業	農林水産課				
	経営の確立	草津ブランドカ強化事業	農林水産課				
		農業振興地域整備計画策定事業	農林水産課				
	② 農地の保全と	土地改良区事業費補助金事務(草津用水·北山田 畑地)	農林水産課				
農業の振興	農業的土地利用の増進	土地改良事業費補助金事務	農林水産課				
及木切派六		有害鳥獣捕獲事業	農林水産課				
		農業委員会運営事業	農業委員会				
	③ 市民ニーズに応える地	農業体験食育推進事業	農林水産課				
	産地消の推進	「道の駅草津」管理運営事業	農林水産課				
	④ 「農」のある まちづくり	農業多面的機能発揮促進事業	農林水産課				
	① 水産業の経営の 安定化	水産振興協議会活動補助事業	農林水産課				
水産業の振興	② 漁場環境の保全と漁業	漁港管理事業	農林水産課				
	資源の確保	水産業振興対策事業	農林水産課				

関連する基本方針	番号	ロードマップ事業名
農業の振興	51	草津ブランドの事業化

商工観光

現況と課題

- 中心市街地では、人口や大型商業施設の集積が進む 一方商店街等の商業機能の低下が懸念されていま す。
- 地域資源の活用や"まちなか"の回遊性の向上、新たな都市魅力の構築等により、中心市街地の活性化を進める必要があります。
- 本市を含む琵琶湖南部地域は、非常に消費購買力が 高く、大型商業施設の集積地となっています。
- 地域ごとの商業振興を進め、既存商店街と大型商業施設の共存を図って、地域経済発展につなげる必要があります。
- 恵まれた交通の利便性のもとで企業立地が進んでいることに加え、ベンチャー企業育成施設や技術力の高い中小企業等が集積しています。
- まとまった用地を確保するとともに、企業立地優位性を対外発信することや、積極的な企業支援、中小企業等の技術力のPRと販路の開拓・拡大が求められています。
- 本市の観光入込客数は、宿泊者の増加や集客イベントの実施等により近年微増傾向にあります。
- 来訪者の観光ニーズに敏感に応えられるよう、広域的な連携も図りながら、限られた観光資源を最大限に生かした事業を展開することが求められています。
- 社会・経済情勢が回復基調であるが、勤労者を取り 巻く環境は依然として厳しい状況です。
- 豊かでゆとりある暮らしと活力ある地域社会の基礎 として、誰もが安心して働くことができる環境を守 っていくことが、ますます求められています。

基本方針

中心市街地の活性化

「草津市中心市街地活性化基本計画」の推進によって中心市街地の魅力をさらに高めます。

商業の振興

関係団体と連携して、市民生活を支える商業 基盤の確保を図ります。

工業の振興

「草津市工業振興計画」の推進により、異分野融合を進めるとともに、恵まれた立地環境を生かし、企業の集積を図ります。

観光の振興

観光資源の活用と草津のブランドカの強化を 進めるとともに、本市の魅力を市内外に発信す ることによって、観光振興を図ります。

勤労者福祉の増進

行政・企業・勤労者がそれぞれの役割を担って、ともによりよい労働環境づくりと勤労者福祉の増進を図ります。

■この分野の計画

草津市工業振興計画(平成 21 年度~平成 30 年度/商工観光労政課)

草津市シティセールス戦略基本プラン(平成25年度~平成32年度/企画調整課)

草津市勤労者福祉基本方針(平成23年度~/商工観光労政課)

産業競争力強化に基づく大津市・草津市の創業支援事業計画(平成 26 年度~平成 30 年度/商工観光労政課) 草津市中心市街地活性化基本計画(平成 25 年度~平成 30 年度/まちなか再生課)

施策

概要

- ① 中心市街地のにぎわいの創出
- 中心市街地の高い利便性と魅力ある資源を生かしながら、活性 化事業を推進するとともに、経済活力の向上を図り、にぎわい の創出に取り組みます。
- ① 地域商業の活性化
- 事業者の活動基盤である事業体との連携を強固なものとし、地域 活性化に寄与する様々な事業の実施に協働で取り組みます。
- ① 研究開発人材の連携と 協働の基盤づくり
- · 人材交流の基盤、研究開発人材の定着しやすい環境、経営者や若 手現場技術者の育つ環境づくりを進めるとともに、ものづくり教 育の推進を図ります。
- ② 企業の誘致と集積促進
- ・ 草津市工業振興計画に位置付けた「マザーファクトリー※」の立 地促進を図り、付加価値の高い商品を製造する企業の誘致と集積 を図ります。
- ③ 新産業の創出
- ・ ビジネス・インキュベーション※施設や技術力の高い中小企業等 の集積を生かし、支援機関等と連携しながら、新たな産業と雇用 の創出を促進します。
- ④ 中小企業の技術向上と 経営革新の支援
- 優れた技術等を有する企業の対外発信強化と販路開拓・拡大の支援を行うとともに、首都圏等で開催される展示会出展の支援や、企業訪問活動等を通じてビジネスマッチング※を図ります。
- ① 観光資源の活用と草津のブランドカの強化
- ・ 広域連携型事業や地場産業と連携した体験型観光事業等の展開 と合わせて、草津のブランドカの強化を図ります。
- ② 出会いとふれあいの 魅力の発信
- ・ 草津の見どころを案内する観光ボランティアガイドや、地域の観光資源・イベント等を活用し、出会いとふれあいに満ちた本市の魅力を発信します。
- ① 勤労者への支援
- 「草津市勤労者福祉基本方針」に基づいて、勤労者の福祉の増進 に向けた支援を図ります。

※マザーファクトリー:新技術や新製品を生み出す研究所や、研究開発機能を併設した事業所のこと。

- ※ビジネス・インキュベーション:アイデアや技術を持った個人・グループに対し、事業化初期段階に必要な資金・事業場・人材・コンサルティング等、様々な資源を総合的に提供していく取組のこと。
- ※ビジネスマッチング:ビジネスパートナーとしての関係づくりを支援する取組のこと。

		中心市街地の活性化	商業の振興	工業の振興	観光の振興	勤労者福祉の増進		
追厄目楼	達成目標 魅力ある中心市街地に 人が集まる!		市内の商業者が活発に活動する!	元気な企業が たくさん集まる!	草津を楽しむ 観光客が増える!	安心して 働き暮らせる!		
		中心市街地に魅力があると感じる 市民の割合(%)	買物する環境が整っていると思う 市民の割合(%)	創業・第二創業等の企業の	観光の振興に満足している	働きやすい労働環境であると		
	指標	H. 27 H. 29 H. 30 H. 31 H. 32	H. 27 H. 29 H. 30 H. 31 H. 32	立地件数 (企業 [累計]) H. 27	市民の割合(%) H. 27 H. 29 H. 30 H. 31 H. 32	感じる市民の割合(%) H. 27 H. 29 H. 30 H. 31 H. 32		
		28.0 32.0 34.0 36.0 38.0	67. 7 72. 0 73. 0 74. 0 75. 0	28 39 43 47 51	25. 1 26. 0 27. 0 28. 0 29. 0	22. 2 24. 0 25. 0 26. 0 27. 0		
行	行政	(施策展開において) 〇 地域のまちづくり活動と中心市 街地のにぎわいづくりの相乗効 果を生み出します。 (協働の視点) 〇 空き店舗等について、立地条件 を踏まえた有効活用を進める仕 組みをつくります。	ベント等の活動を支援します。	化します。 〇 まとまりのある工業用地の確保を進め、企業の立地を促進します。 〇 企業訪問等によるニーズの把握を行うとともに、積極的な支援を行います。 (協働の視点) 〇 インキュベーション施設等を活用した起業支援を行います。	既存の観光資源を最大限に生かします。 (協働の視点) 〇 市民へ地域魅力をPRするとともに、魅力資源を結ぶルートづくりを進めます。	(施策展開において) 〇 勤労者福祉団体の事業支援を行います。		
行動の指針	市民・地域	○ 中心市街地で買物や余暇活動を 楽しみます。	○ 身近な商店街や商業地で買物や 余暇活動を楽しみます。	○ 働く場が増えることで、市内で 安心して暮らします。	○ 地域資源のよさや文化についての理解を深めて、草津を再発見します。○ 様々な媒体を使って、草津の魅力を広めます。	内で安心して暮らします。		
	事業者等	(まちづくり会社等) 〇 地域マネジメントを進め、魅力店舗誘致等、中心市街地活性化に向けた事業に取り組みます。 〇 中心市街地のイベント情報等を集約し、情報発信を行います。	営意識向上を図り、独自性を持 たせた地域づくりを進めます。	(学生・起業家等) 〇 インキュベーション施設を活用して起業にチャレンジします。 (企業等) 〇 空き店舗や空きテナント等の既存施設も積極的に活用し、市内事業者と連携して事業を展開します。 〇 産学連携や企業間連携による新産業の創出や新たな取組を展開します。	○ 福利厚生の充実を図ります。			

この分野の主要な事業

基本方針	施策	主要事業	
基 本刀到	旭朵	名称	担当課
中心市街地の 活性化	① 中心市街地のにぎわいの創出	中心市街地活性化推進事業(商工費)	まちなか再 生課
商業の振興	 ① 地域商業の活性化	商店街活性化推進事業	商工観光労政課
向未切派央	① 超級問来の沿住店	商工団体等活動費補助事業	商工観光労政課
	① 研究開発人材の連携と 協働の基盤づくり	産業支援コーディネータ配置事業	商工観光労政課
工業の振興	② 企業の誘致と集積促進	工業振興事業	商工観光労政課
工来の派突	③ 新産業の創出	起業家育成施設入居企業賃料軽減事業	商工観光労政課
	④ 中小企業の技術向上と 経営革新の支援	大津・草津地域産業活性化協議会事業	商工観光労政課
	① 観光資源の活用と草津 のブランドカの強化	観光物産協会観光振興活動費補助事業	商工観光労政課
観光の振興	② 出会いとふれあいの魅	観光宣伝事業	商工観光労政課
	力の発信	宿場まつり開催費補助事業	商工観光労政課
勤労者福祉の	(1) 	勤労者福祉団体育成事業	商工観光労政課
増進	① 勤労者への支援	勤労者福祉施設運営審議会事業	商工観光労政課 (市民交流プラ ザ)

関連する基本方針	番号	ロードマップ事業名
中心市街地の活性化	35	中心市街地活性化基本計画の推進
	49	創業支援による雇用創出
工業の振興	50	雇用の拡大
	52	ソーシャルビジネスやコミュニティビジネスの創出・育 成※
	27	ヘルスケア産業の可能性の研究
観光の振興	48	淡水真珠などの観光産業化
	51	草津ブランドの事業化

[※]ソーシャルビジネス:子育てや介護・福祉、地域活性化、環境保護等の様々な社会的課題の解決に向けて、ビジネスの手法を 用いて取り組む事業のこと。

[※]コミュニティビジネス:地域課題の解決を図るため、地域の資源および人材を活かしながら、有償でサービスを提供することにより継続される取組のこと。

コミュニティ・市民自治

現況と課題

- 各種のまちづくり支援拠点における市民活動や、まちづくり協議会の取組等、様々なまちづくり活動が 展開されています。
- 各支援施設・機能の整備活用の経緯や状況を踏まえながら、市民主体のまちづくり活動を支援していく必要があります。
- 町内会、自治会など基礎的コミュニティによって、 それぞれの地域で特色ある活動が展開されています。
- コミュニティ意識の高揚を図りながら、地域が一体 となった取組を展開できる仕組みづくりが求められ ています。
- テーマによるまちづくりや地域づくりに取り組む N PO・ボランティア・各種団体の活動が展開されています。
- 市民公益活動団体間の交流・情報交換を活発にし、 各地域のまちづくりの取組との連携を促していくことが求められています。

基本方針

市民自治の確立

市民自治を展開し、協働のまちづくりを進めるため、まちづくり協議会の支援のほか、地域まちづくりセンター等、施設の積極的な活用を促進します。

基礎的コミュニティの活性化

顔の見える身近な基礎的コミュニティを中心に、地域と一体となった取組ができる住民主体の地域社会の形成を図ります。

市民公益活動の促進

中間支援組織である(公財)草津市コミュニティ事業団と連携しながら、市民公益活動団体間の交流・情報交換、各地域のまちづくり活動を促進します。

■この分野の計画

草津市協働のまちづくり推進計画(平成27年度~平成31年度/まちづくり協働課)

① 市民自治の確立のため の環境整備 ・ 地域まちづくり拠点※の充実を進めて、まちづくり協議会の組織 運営や地域人材育成への支援、また、まちづくりの多様な主体間 の連携・協働を促進します。

① 基礎的コミュニティ活 動の支援 ・ 良好な地域社会の形成、住民福祉の増進、住民主体のまちづくりのさらなる推進を図るため、町内会や自治会など住民自治組織の活動を支援します。

① 市民公益活動の支援

・ 中間支援組織である(公財)草津市コミュニティ事業団と連携を 図りながら、各種団体の活動を支援する補助金制度の活用や、ま ちづくり講座、交流イベントの積極展開等に努めます。

※地域まちづくり拠点:各学区の市立地域まちづくりセンターや市立まちづくりセンター等のこと。

		市民自治の確立				基礎的コミュニティの 活性化				ወ	市民公益活動の促進				
;	達 戎目漂	支援 支援 支援 支援 支援					基礎的コミュニティ活動への"参加の窓口"が様々に用意されている!					ボランディア NPO 市民公益活動団体が 幅広い分野で活動している!			
		市民主行進んでいると	设のまち : 思う市!			参加		会の活		(%)	市民	· 活動等	の団体	数(団·	体)
	指標	H. 27 H. 29	H. 30	H. 31	H. 32	H. 27	H. 29	H. 30	H. 31	H. 32	H. 27	H. 29	H. 30	H. 31	H. 32
		14.8 18.0	19.0	20. 0	21.0	50.3	52. 0	53. 0	54. 0	55. 0	264	265	267	269	271
行動の	行政	(〇 (〇 (〇 (〇 (〇 (〇 (〇 (〇 (〇 (〇 (〇 (〇 (〇 ((施策展開において) 〇 町内会の活動等を支援します。 (協働の視点) 〇 基礎的コミュニティの活性化を図るため、町内会等の設立や、加入促進を推進します。				(施策展開において) ○ (公財)草津市コミュニティ事業団等の中間支援組織と連携し、市民公益活動を促進します。 (協働の視点) ○ 柔軟な対応により、市民と団体とを繋ぐ役割を担っていきます。								
指針	市民・地域	○ まちづく 活動展開 ○ 必ます。	○ 一人ひとりが地域の基礎的な ○ NPOやボランティア等と コミュニティを構成する一員 内会等の地縁組織との交流 であるという認識を持ち、町 内会活動等に積極的に参画します。						交流を						
	事業者等	(大学・企業○ 地域の一くり活動す。	員とし			〇地	り活動	等) 員とし ⁻ !への貢			ボ等面市し	、市民 で連携 民公か てのとし	ィア活 公益活 を進め 活動や ドバイ	動 か 様 が 様 は 域 ま 域 等 に え ず に ぎ	々な場 動に対 地域の

この分野の主要な事業

基本方針	施策	主要事業					
本作力町	池泉	名称	担当課				
市民自治の確立	① 市民自治の確立のた	まちづくり協議会推進事業	まちづくり 協働課				
山区日石の雁立	めの環境整備	まちづくりセンター管理運営事業	まちづくり 協働課				
基礎的コミュニ ティの活性化	① 基礎的コミュニティ 活動の支援	コミュニティハウス整備補助事業	まちづくり 協働課				
市民公益活動の 促進	① 市民公益活動の支援	(公財) 草津市コミュニティ事業団運営費補助事業	まちづくり 協働課				

関連する基本方針	番号	ロードマップ事業名
	54	協働のまちづくり
市民自治の確立	55	協働まちづくり拠点施設の機能充実
	57	地域活動等のポイントシステム

情報•交流

現況と課題

- 市民によるまちづくり活動が様々に高まりを見せ、 各活動が連携して、互いの情報を有効に活用してい く段階へと進んできています。
- 地域情報や行政情報を活用できる工夫をさらに進めて、市民によるまちづくり活動が活発に展開されるよう図っていくことが求められています。
- 産学公民との協働や近隣自治体との連携をさらに推 進する気運の高まりがあり、また、市民の交流活動 も文化や地域の垣根を越えた広がりを見せていま す
- 産学公民との協働や近隣自治体との連携、また市民 交流と多文化交流の促進を図る中で、効率的で効果 的なまちづくりを進めていく必要があります。

※テーマコミュニティ:地域社会等において、特定の課題をテーマとして形成されたコミュニティのこと。

基本方針

まちづくり情報の提供の充実

まちづくり協議会やテーマコミュニティ※の活動が活きるよう、市民間の情報の共有と交流の促進、また、行政情報等の提供の充実に努めます。

多様な交流活動の展開

産学公民との協働や近隣自治体との連携だけでなく、交流活動の多様な展開を進めることにより、幅広い市民交流を促し、活気があふれるまちづくりに努めます。

施 策 概 要

- ① 地域のまちづくり 情報の提供
- 市内の地域づくりの取組に係る情報受発信の基盤を充実させ、 協働のまちづくりの活発な展開に資するよう、地域のまちづく り情報の積極的な提供に努めます。
- ・ 行政情報の提供を進めることにより、市民との情報の交流と共 ② 行政情報の提供 有化を促進し、市民による活発なまちづくり活動が展開される よう図ります。
- ① 産学公民との協働によるまちづくりの展開
- 大学等と行政による共同研究や産学公民との協働により、複合化 した課題に対して取り組み、様々な市民活動とともに新たな活動 の創出を図りながら、まちづくりを展開します。
- ② 近隣自治体との連携の 強化
- ・ 行政区域を越えた共通の課題や、本市単独での対策が困難な課題 に、関係する自治体間で交流し、協力して取り組むことができる よう、自治体間の連携を強めます。
- ③ 多文化交流の促進
- 姉妹都市との交流や、国際理解講座、国際交流イベントの開催等、 市民に国際交流の機会を提供し、多文化共生※に対する意識の向 上を図ります。

※多文化共生:国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

		まちづくり情報の 提供の充実				多様な交流活動の展開					
适 成	差以	地域のまちづくり情報が 簡単に手に入る!					新しい出会いと ふれあいがある!				
	指標	地域のまちづくり情報が簡単に 手に入ると思う市民の割合(%)			学生への地域活動依頼件数 (市内分)(件)						
		H. 27 19. 4	H. 29 23. 0	H. 30 24. 0	H. 31 25. 0	H. 32 26. 0	H. 27 158	H. 29 160	H. 30 170	H. 31 180	H. 32 190
行動の指針	行政	〇 ま の 〇 様	を展開に を 接て り り り り り り り り り り り り り り り り り り	りに関す 努めます 体を用し	する行政 け。		(施策展開において) 〇 大学等を生かして、市民・事業者・大学等・行政の協働のまちづくりを進めます。 〇 近隣自治体との連携によるまちが解交ができるがはできるがはないでで、ででで、でで、でで、でいるでは、では、では、でいるでは、では、でいるでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で				
21	市民・地域	〇 自 す	主的な 。	情報発	信に多	らめま こうしょう	楽 協 〇 お 住	しみ、大 力します 互いを尊	享重し、 多文化:	究に積れ	極的にる人が
	事業者等	〇市	引支援組 民団体· 情報発(や学生で			入; 〇 地 動	民・行政 れた事 域との3 向 や ニ	(等との 業の展開 を流を通 ーズに を行いま	を図り じて、 対応し	ます。 社会の

この分野の主要な事業

基本方針	施策	主要事業			
基 本刀釘	他 束	名称	担当課		
まちづくり 情報の提供の	① 地域のまちづくり情報の提供	地域まちづくり情報事業	まちづくり 協働課		
充実	② 行政情報の提供	広報くさつ発行事業	広報課		
	① 産学公民との協働によるまちづくりの展開		草津 未来研究所		
多様な交流活 動の展開	② 近隣自治体との 連携の強化	広域行政推進事業	企画調整課		
	③ 多文化交流の促進	国際交流推進事業	まちづくり 協働課		

この分野に関連するロードマップ事業

関連する基本方針		ロードマップ事業名
まちづくり情報の提供の充実	34	草津市への移住支援
ようラくが情報の提供の元美	90	オープンデータの活用
多様な交流活動の展開		アーバンデザインセンターの設立※

[※]アーバンデザインセンター:地域の構想や実践への支援を通じて、民・学・公の連携のもと、地域主体のまちづくりを行う拠点のこと。

58

行財政マネジメント

今後の地域経営を行っていくために行政が 自らの取組として行う施策・事業の内容につい て示します。

行財政マネジメントの施策

現況と課題

- 行財政資源を適切に配置・配分し、成果を最大限引き出す行財政マネジメントにより、更新時期を迎える多くの公共施設等について、財政負担の軽減・平準化や適正な配置に向けた取組を進めています。
- よりよい行財政マネジメントを図るとともに、行財 政資源の適正な管理をさらに進めていく必要があり ます。
- 平成 26 年度をピークとした職員の大量退職に伴い、職員構成が大きく若返りました。また、再任用、任期付、嘱託および臨時といった職員の多様化も進んでいます。
- 職場マネジメントや部局間連携等の仕組みを充実させ、限られた数の職員が最大限に能力を発揮できる組織をつくっていく必要があります。
- 草津市自治体基本条例に基づき、積極的に市政情報 の公開に努めています。
- 市政の透明性の確保と市民サービスの向上を図るため、積極的な情報公開が求められています。

基本方針

健全な市政運営

よりよい行財政マネジメントを行い、本市が 有する行財政資源を適正に管理して最大限に有 効活用するとともに、効果的・効率的な事業推 進を図ります。

職員力の向上

個々の職員がその能力を高め、最大限に発揮するとともに、組織力を生かして市民福祉の向上につなげます。

市民との情報共有の推進と公正の確保

積極的な情報提供等による行政の透明性の向上や公正の確保により、市民から信頼される市政運営を行います。

■この分野の計画

第3次草津市行政システム改革推進計画 (平成29年度~平成32年度/経営改革室)

草津市公共施設等総合管理計画(平成28年度~平成47年度/経営改革室)

財政運営計画(財政課)

財政規律ガイドライン (平成 26 年度~平成 32 年度/財政課)

草津市ファシリティマネジメント推進基本方針(平成 23 年度~/総務課)

草津市情報化推進の指針(平成22年度~平成32年度/情報政策課)

草津市国土利用計画 (平成 22 年度~平成 32 年度/企画調整課)

草津市人材育成基本方針 (平成 29 年度~平成 32 年度/職員課)

草津市定員管理計画(平成29年度~平成32年度/職員課)

施策

概要

- ① 健全な財政運営の維持
- · 財政規律の確保を図り、将来にわたって健全で持続可能な財政運営に努めます。
- ② 市有財産の適正な維持 管理・更新
- ・ 公共施設等総合管理計画に基づいて、施設の配置の最適化、財政 負担の軽減・平準化のための長寿命化や維持保全費の縮減および 各種点検の実施と適正化に向けた取組を進めます。
- ③ 事務事業の効果・効率 の向上
- ・ 行政システム改革を推進し、公民連携の推進や各部局の主体的なマネジメントによる事業の最適化等に取り組み、行政事務の効率 化と市民サービスの向上を図ります。
- ① 職員の資質向上
- 多様化する行政ニーズに的確に対処するため、行政職員の人材育成等を進め、政策形成能力・業務遂行能力の強化やCS(市民満足)の向上を図ります。
- ① 情報提供・情報公開の 推進
- 個人情報等の確実な保護のもと、適切な情報管理と積極的な情報公開に取り組むとともに、公平・公正で透明性の確保された 市政運営を行います。

		健全な市政運営	職員力の向上	市民との情報共有の推進と 公正の確保			
達成目標		行財政 資源 有効活用 将来負担比率が適正に 維持される!	市民に信頼される職員である!	市政情報等が手に入りやすい!			
	指標	将来負担比率※(%) H. 27 H. 29 H. 30 H. 31 H. 32 33. 8% 33. 8% 33. 8% 33. 8%	職員の対応に満足を感じている 市民の割合 (%) H. 27 H. 29 H. 30 H. 31 H. 32 32. 2 43. 0 46. 0 50. 0 55. 0	市政情報等が手に入りやすいと 思う市民の割合 (%) H. 27 H. 29 H. 30 H. 31 H. 32 25. 4 26. 0 27. 0 28. 0 29. 0			
行動の指針	行政	以内 以	(施策展開において) 〇 それぞれの職員が、政策形成能力、業務遂行能力の強化やCS向上に努めます。	(施策展開において) (法令を遵守し、市政の透明化を図ります。 (協働の視点) (市政全般のさらなる情報公開に努めます。 (審議会等の運営にあたっては、市民参加条例に基づいて「公募委員の参画」「会議の公開」「会議結果の公表」を推進します。			
	市民·坦域	○ 健全な財政運営が維持できているかをチェックします。		〇 広く市政に関心を持ちます。			
	事業者等			(企業・大学等) 〇 市政情報の公開等によって得た内容は、適正に利用します。			

この分野の主要な事業

# * * *	施策	主要事業				
基本方針	加 束	名称	担当課			
	① 健全な財政運営の維持	財政管理運営事務	財政課			
健全な市政運 営	② 市有財産の適正な維持 管理・更新	ファシリティマネジメント推進事業※	総務課			
	③ 事務事業の効果・効率 の向上	行政システム改革推進事業	経営改革室			
職員力の向上	① 職員の資質向上	職員研修事業	職員課			
市民との情報共有の推進と	① 情報提供・情報公開の 推進	情報公開事務	総務課			
公正の確保		建設事業契約審査事務	契約検査課			

※ファシリティマネジメント:行政サービスの向上に努めながらも、できる限り少ない経費で、最適な施設の経営管理を行う手 法のこと。

この分野に関連するロードマップ事業

関連する基本方針		ロードマップ事業名		
	53	大規模空閑地の利活用		
	80	外部委託の推進等による業務の効率化		
	81	行政システム改革の推進		
健全な市政運営	82	公共施設等の戦略的な維持管理・更新		
	83	「財政規律ガイドライン」に関する条例による健全な財 政運営		
	85	民間専門家の活用		
	91	住民票などのコンビニ交付		
	84	職員の政策形成力の強化		
職員力の向上	86	CSの向上		
	89	在宅勤務・テレワークの導入		
	78	審議会運営の活性化		
市民との情報共有の推進と公正の確保	79	政策形成段階での「見える化」		
	87	わかりやすい冊子等の発行		

※将来負担比率:自治体の将来支出する必要のある実質的な負債額が、毎年経常的に見込まれる一般財源収入額に占める割合を 示したもので、将来に財政を圧迫する可能性の度合いを表す指標のこと。

出会いが織りなすふるをと "元気" と "うるおい" のあるまち 草津



行政の